

令和4年度
滝沢市環境年次報告書
—未来へのシグナル—



令和4年度滝沢市環境美化絵画コンクール金賞
滝沢東小学校 4年 小田 静真さん

滝 沢 市

鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ

滝沢市は、県都盛岡市に隣接する地理的条件や昭和40年代以降の高度経済成長の波に乗って人口が増加し、それに伴って様々な基盤整備が行われてきましたが、そのような変化の中においても、今もなお貴重な自然が残されており、日本百名山にも選定されている岩手山をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。

こうした豊かな自然が残る滝沢市ですが、その一方で、国内外に目を向けてみると、地球温暖化が一因とされる深刻な気象災害が多発しており、昨年だけでもパキスタン及びその周辺が多雨、南アフリカでの大雨等が発生し、多くの人々が死亡したと伝えられました。日本国内においても6月に東京で9日続いて35度を越える猛暑日があり、観測史上最長を記録しました。

そのため、豊かな自然を次の世代に繋ぐためにも、地球温暖化対策として、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を抑制するため、政府も「2050年カーボンニュートラル宣言」をするなど、社会全体での取り組みが求められおり、私たち一人ひとりが日常生活の中で、環境に配慮した行動を心掛け、小さなことであっても着実に取り組んでいくことが大切になっています。

こうした取組については、平成25年3月策定「第2次環境基本計画」の第3章において「ごみの減量を推進し資源が循環するまち（第3節）」や「エネルギー自給率の向上と省エネルギーの推進（第4節）」として掲げ、環境負荷の軽減を目指しているところです。

なお、このほかにも「多様な自然との共生（第1節）」や「環境にやさしい産業の推進（第2節）」、「安全で健康な生活（第5節）」、「環境教育・学習の推進（第6節）」という項目を掲げて、滝沢市の豊かな自然資源の保全や持続可能な地域社会の実現に向けて、様々な取組を行っているところです。

この環境年次報告書は、第2次環境基本計画に基づいて令和4年度に実施した滝沢市の環境施策や事業について、たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会の皆さんと協働で実施状況を把握し、検証・評価したものです。

この環境年次報告書が、良好な環境の保全と創造のためのチェックポイントとなることを望みます。

令和5年 8月

滝沢市長 武田 哲

～ 表題「未来へのシグナル」について ～

岩手山や鞍掛山など、滝沢市の自然を愛した宮沢賢治の作品のひとつに、「シグナルとシグナレス」という信号機の恋を綴った童話があります。本書の「シグナル」は、これに由来するものであり、指針・警鐘の意味を込めています。

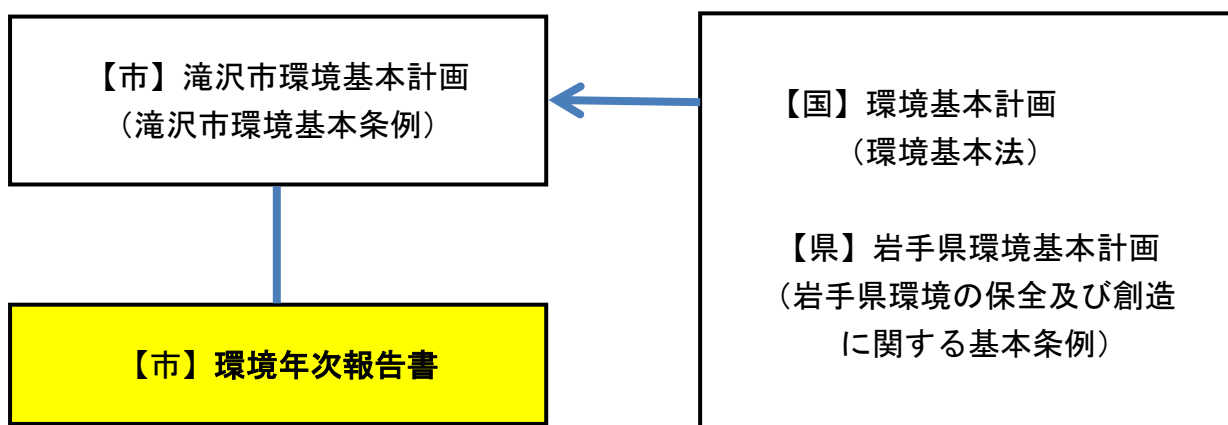
■環境年次報告書とは

市では、滝沢市環境基本条例の基本理念である「良好な環境の保全と創造」の実現に向けて、滝沢市環境基本計画を策定しています。計画策定に当たっては、国及び県の環境基本計画との整合性を図っています。

現在は、平成25年3月に策定した第2次環境基本計画（計画期間：10年間（平成25年度から令和4年度まで））における環境目標、基本的施策、個別目標に基づいて取組を展開しており、その達成状況を評価するために進行管理の仕組みを取り入れています（p3～4参照）。

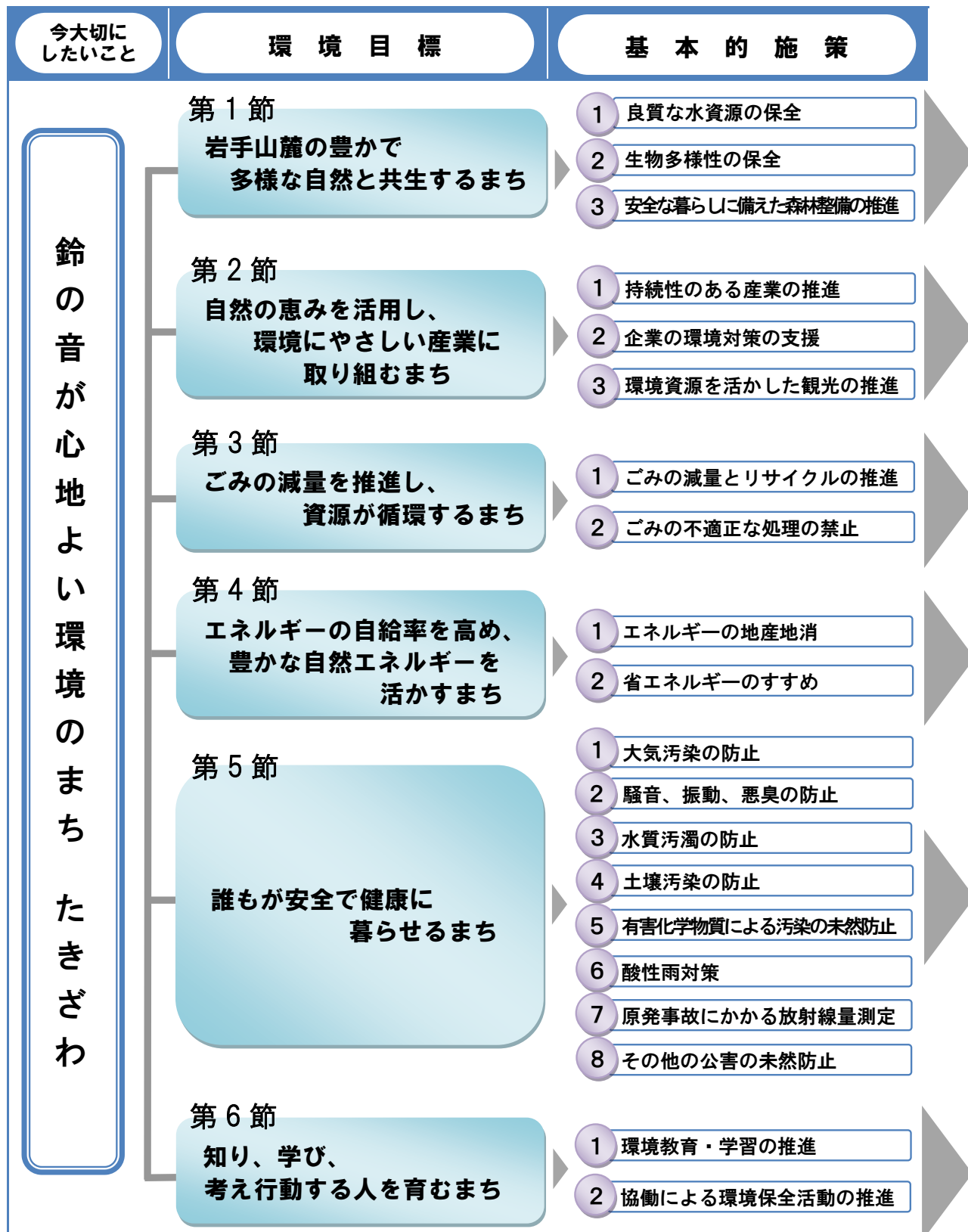
この環境年次報告書は、計画の適正な進行管理を図るために、環境に関する施策や事業の実施状況などを把握し、その達成状況を進行管理指標に基づいて評価の上、毎年度取りまとめている報告書です。

環境年次報告書は、たきざわ環境パートナー会議（進行管理委員会）、環境審議会を経て作成されます。



滝沢市・第2次環境基本計画(抜粋)

1. 施策の体系



個別目標	進行管理指標
岩手山の清らかな水を守り、下流、そして未来へ受け渡すまちを目指します。	●水生生物調査の実施
多様な動植物を育む地域の自然を活かします。	●自然環境調査の実施
「豊かな森」づくりに努めます。	●森林の維持保全 ●公共施設の緑地化 ●水源かん養保安林の保護 ●透水性舗装の敷設
生産者と消費者の交流促進をし、うるおいのあるまちづくりを目指します。地場製品の消費拡大を行い、地元産業を振興させ、まちの発展を目指します。有機堆肥を活用します。大地と水を守り、持続性のある農業を目指し、まちの環境保全に努めます。	●グリーンツーリズムの推進 ●グリーンツーリズムインストラクターの養成 ●特産品開発への支援 ●家畜排泄物の有効利用 ●堆肥処理施設の維持管理指導 ●減農薬・有機栽培の推進 ●環境保全型農業の推進
企業は環境配慮に取り組み、まちの環境政策に寄与します。	●事業所への啓発、指導の推進
自然と調和する観光を推進します。	●岩手山麓工房フェスタ等への活動支援
ごみの減量と再利用、リサイクルを進めます。	●ごみ減量の推進 ●集団資源回収活動の推進 ●リサイクル率の向上 ●地域清掃活動の推進 ●ペットのフン害禁止の啓発 ●ごみの野外焼却の禁止啓発 ●不法投棄巡視員の配置
不法投棄、ごみの野外焼却のないまちを目指します。	●不法投棄巡視員の配置
太陽光発電、小水力発電を推進します。ペレットストーブ、太陽光エネルギーを活用します。	●再生可能エネルギー利用の推進啓発 ●ペレットストーブと太陽光エネルギーの活用推進啓発
各分野でのエネルギーの無駄を排除します。	●省エネルギーの啓発 ●公共交通機関の利用促進啓発 ●たきざわエコオフィス計画の推進
健康に生き続けるため、澄んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めます。	●大気汚染に関する情報収集と公開
鳥のさえずり、虫の音、さわやかな香りが心地よく楽しめる環境づくりを進めます。	●騒音測定の実施
水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めます。	●河川の水質調査の実施 ●公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進
安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりに努めます。	●土壌汚染に関する情報収集と公開
有害化学物質の情報提供と使用の抑制を図り、環境に負荷を与えないための学習を進めます。	●有害化学物質に関する情報収集と公開
酸性雨の原因と酸性雨がもたらす影響について理解を深めます。	●酸性雨に関する情報収集と公開
原発事故にかかる放射線量の測定や情報収集、公開に努めます。	●放射線量測定に関する情報収集と公開
予防原則に基づき、住民の命を守るため、電磁波、低周波、化学物質等の情報収集や医療用放射性廃棄物処理施設の監視を行い公開に努めます。	●電磁波・低周波に関する情報収集と公開 ●滝沢村ラジオメディアセンター放射線監視委員会による監視 ●PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開 ●清掃センター関連施設調査
家庭、学校、職場、地域が連携し、子どもから高齢者まで、生涯を通じた環境教育、環境学習の場と機会の充実を図ります。	●環境学習の推進
環境ボランティアや地域リーダーを育成するとともに、ネットワークづくりを進め、住民、事業者、村の協働による環境保全活動を推進します。	●活動団体の支援

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは？

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、社会、経済及び環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットから構成されています。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】
国内及び各国間での不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

進行管理指標評価一覧

事業・・・前年度事業の継続、休止、廃止、新規の別
達成状況（基準等との比較評価）・・・○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、―=未実施事業

第1節 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち								
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			R3	R4				
1 良質な水資源の保全	1 水生生物調査の実施	休止	―	→	―	環境課	10	
	2 生物多様性の保全	1 自然環境調査の実施	継続	○	→	○	環境課	10
3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進	1 森林の維持保全	継続	○	→	○	農林課	14	
	2 水源かん養保安林の保護	継続	○	→	○	農林課	15	
	3 公共施設等の緑化の取組	継続	×	→	×	1 花づくりをとおした地域コミュニティ活性化 市民からの花壇紹介の要望が無く、市ホームページ「たきざわ花通り」への新たな掲載要望はありませんでした。	地域づくり推進課	16
		継続	―	→	―	2 新設道路への植栽 新設道路はなく、新たな植栽はありませんでした。	道路課	16
		継続	○	→	○	3 公園等植栽管理 公園利用者に快適な環境を提供するため、市内の公園等の植栽管理を行いました。	都市政策課	17
4 透水性舗装の敷設	継続	○	→	○	道路整備計画に基づき、歩道（1箇所 112.5m）に透水性舗装施工を行いました。	道路課	18	
第2節 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち								
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			R3	R4				
1 持続性のある産業の推進	1 グリーン・ツーリズムの推進	継続	△	→	△	グリーン・ツーリズムについて、実施状況など市ホームページを活用して情報発信しました。農業体験学習の受入れは小中高生を主としていますが、新たな受入れ対象と集客方法を検討していきます。	農林課	19
	2 グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成	継続	×	→	×	令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、グリーン・ツーリズム推進協議会による情報交換会を実施できませんでした。	農林課	20
	3 特産品開発への支援	継続	○	→	○	新商品開発や商品ラベル作成等を支援し、市広報でPRしたほかネット販売支援を行いました。	観光物産課	21
	4 家畜排泄物の有効利用	継続	○	→	○	堆肥利用の促進のため、肥料販売許可業者6者及び肥料生産業者19者について、管轄している県と情報を共有しました。	農林課	23
	5 堆肥処理施設の維持管理指導	継続	○	→	○	堆肥の管理方法について、2件の指導を行いました。指導後、各農家の堆肥の管理方法は改善されました。	農林課	23
	6 環境保全型農業の推進	継続	○	→	○	1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業 農業用廃プラスチックを清掃センターで受け入れ、適正に処理しました。	農林課	23
継続		△	→	△	2 環境保全型農業直接支払交付金事業 有機農業の取り組みを推進するため、市内農業者3団体に交付金を交付しました。	農林課	25	
2 企業の環境対策の支援	1 事業所への啓発、指導の推進	継続	○	→	○	事業所の公害等について、事業者に対し、必要に応じて監視及び指導を行いました。	環境課	25
3 環境資源を活かした観光の推進	1 自然環境の保全活動	継続	○	→	○	春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員による巡視を行っているほか、岩手山では、自然公園保護管理員による登山道の維持管理を行いました。	観光物産課	27

第3節 ごみの減量化を推進し、資源が循環するまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			R3	R4			
1 ごみの減量とリサイクルの推進	1	ごみ減量化の推進	継続	× → ×	1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は前年度と比較して8g減少しましたが、各目標値とは程遠い数値を示しているのが現状です。目標値達成に向けて、更なるごみの減量化を推進していく必要があります。	環境課、滝沢・雫石環境組合	28
	2	集団資源回収活動の推進	継続	× → ×	平成28年度から実施団体の奨励金の上限を設定してから、回収量の減少傾向が続いていたのに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が今なお続いているため、コロナ禍以前に比べると、実施回数や回収量の大幅な減少が続いています。	滝沢・雫石環境組合	32
	3	リサイクル率の向上	継続	△ → △	リサイクル率は前年度と比較すると0.3%減少しました。一方で、ストックヤードは2自治会に3施設が設置され、集団資源回収活動の推進を図っています。	滝沢・雫石環境組合	33
2 ごみの不適正な処理の禁止	1	地域清掃活動の推進	継続	○ → ○	地域清掃活動の参加人数及び実施回数は増加となりました。春・秋の重点取組期間を中心に年間を通じて地域の清掃活動に取組みました。	環境課	35
	2	ペットのフン害禁止の啓発	継続	○ → ○	犬の正しい飼育管理と飼い主のモラル向上のため、フン害防止の啓発用看板の配布等を通じて、啓発活動に取組みました。	環境課	36
	3	ごみの野外焼却の禁止啓発	継続	○ → ○	滝沢・雫石環境組合及び市ホームページに掲載して周知しました。	滝沢・雫石環境組合	37
	4	不法投棄巡視員の配置	継続	○ → ○	令和元年度から不法投棄の監視体制を強化しており、令和4年度はごみ集積所または市内巡回での不法投棄物回収量は、1,880kgでした。	滝沢・雫石環境組合	38

第4節 エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			R3	R4			
1 エネルギーの地産地消	1	エネルギーの地産地消の取組	継続	○ → ○	1 地球温暖化対策活動の推進及び啓発 市ホームページへの記事掲載によって地球温暖化対策の周知啓発を図るとともに、各関連施策における地球温暖化対策の推進に向けた取組を実施しました。	環境課	39
			継続	○ → ○	2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発 滝沢市役所庁舎、市内小中学校及び交流拠点複合施設で太陽光発電システム等が稼働しています。	環境課	40
2 省エネルギーのすすめ	1	省エネルギーの取組	継続	○ → ○	1 省エネルギーの啓発 市ホームページ掲載等による周知啓発を実施しました。	環境課	41
			継続	△ → △	2 公共交通機関の利用促進 市内4駅の駅前広場、駐輪場等の適正管理のほか、公共交通の利用促進に向けた取組を実施しました。	都市政策課	41
			継続	○ → ○	3 たきざわエコオフィス計画の推進 市役所では一事業所として、二酸化炭素排出量の削減に取り組み、使用量が「電気」、「灯油」、「A重油」及び「軽油」で減少しました。	環境課	42

第5節 誰もが安全で健康に暮らせるまち									
基本的施策		進行管理指標		事業	達成状況		コメント	担当課	頁
					R3	R4			
1	大気汚染の防止	1	大気汚染に関する情報収集と公開	継続	△	→ △	県では大気汚染状況の測定を行い、調査結果を公表しています。測定結果は、概ね例年どおりの評価となりました。	環境課	52
2	騒音、振動、悪臭の防止	1	騒音測定の実施	継続	△	→ △	1 一般道 測定を行った4地点のうち一部の地点で騒音に係る環境基準値を上回ったものの、要請基準値を上回る地点はありませんでした。	環境課	53
				継続	○	→ ○	2 高速道 測定を行った2地点の全てで騒音に係る環境基準の値を下回りました。	環境課	55
				休止	—	→ —	3 新幹線 平成28年度以降の測定を休止しています。周辺状況に大きな変化があった場合などは、測定の再実施を検討することとします。	環境課	55
3	水質汚濁の防止	1	河川の水質調査の実施	継続	△	→ △	夏期調査においては、1河川1地点で大腸菌数が環境基準値を上回りました。冬期調査においては2河川2地点で大腸菌数が環境基準値を上回り達成できませんでした。	環境課	56
		2	公共下水道・浄化槽の整備促進	継続	○	→ ○	汚水処理実施計画に基づく下水道の整備及び浄化槽の普及促進に取り組んだ結果、令和4年度の汚水処理人口普及率は、行政人口、下水道整備区域内人口の減少の影響もあり、89.2%に減少したものの、目標値の86.6%を上回っています。	下水道課	60
4	土壌汚染の防止	1	土壌汚染に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	清掃センター付近における土壌のダイオキシン類濃度調査において、環境基準値を大幅に下回っています。	滝沢・雫石環境組合	62
5	有害化学物質による汚染の未然防止	1	有害化学物質に関する情報収集と公開	休止	—	→ —	県では、被災地周辺等におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、これまで大気環境中のアスベストの測定を実施してきました。現在、震災対応としてのアスベスト測定は終了しています。	環境課	63
6	酸性雨対策	1	酸性雨に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県では測定を行い、調査結果を公表しています。これまでのところ、酸性雨による植生被害等の影響は確認されていません。	環境課	63
7	原発事故にかかる放射線量測定	1	放射線量測定に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	平成29年度まで放射線量測定を実施していましたが、全地点で放射性物質汚染基準値を下回っている又は不検出となっていることから、平成30年度から測定は実施せず、県等からの情報収集を行っています。	環境課	65
8	その他の公害の未然防止	1	電磁波・低周波に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	電波塔新設等に係る地元自治会との事前協議結果報告が4件ありました。低周波に関する相談、苦情等はありませんでした。	環境課	66
		2	滝沢市ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視	継続	○	→ ○	排気、排水、大気及び環境試料（土壌等）について測定し、放射線監視委員会において「自然環境への影響なし」として評価しています。	環境課	66
		3	P R T R法に基づく届出状況に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県ではP R T R法に基づいて、有害性のある化学物質に関する化学物質排出移動量届出制度事務を継続実施しています。	環境課	67
		4	清掃センター関連施設調査	継続	○	→ ○	1 焼却施設及び最終処分場水質等調査 清掃センターでは大気調査、最終処分場では水質調査を実施しています。いずれの値も基準値を下回っています。	滝沢・雫石環境組合	68
休止	—			→ —	2 旧最終処分場水質等調査 平成28年度以降は調査に替えて目視による監視を実施していますが、周辺状況の変化は確認されていません。	環境課	70		

第6節 知り、学び、考え行動する人を育むまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			R3	R4			
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	継続	○	→ ○	1 総合的な学習の時間 市内小学校では「総合的な学習の時間」を活用し、地域の方を講師に迎えて農業体験や伝統文化学習など、各学校で環境教育を行いました。	学校教育指導課	71
		継続	×	→ ○	2 出前講座 環境教育の出前講座メニューは6講座を準備しました。令和4年度は2件申し込みがあり、実施しました。	生涯学習スポーツ課	72
		継続	○	→ ○	3 課題解決セミナー SDGsセミナーを通じた環境学習を行いました。	生涯学習スポーツ課	74
		継続	○	→ ○	4 たきざわ環境パートナー会議の活動 木賊川遊水地の調査活動、ホテル観察会、リユース食器普及活動、特定外来生物の駆除活動、わくわくエネルギー教室などのほか、環境年次報告書の点検及び評価等を市と協働して行いました。	環境課	75
		継続	○	→ ○	5 環境企画展 令和4年度は、木賊川遊水地調査プロジェクト、リユース容器の普及活動の紹介や、ワクワクエネルギー教室を実施しました。また、滝沢に生息する20種の動植物の写真に解説文を付けた「たきざわ生き物図鑑」のパネル展示を初めて実施しました。	環境課	80
2 協働による環境保全活動の推進	1 活動団体の支援	継続	○	→ ○	1 地域づくり懇談会 地域づくり懇談会において、7地域で9つの環境関連事業が実施されました。市では、各地域づくり懇談会が行う環境関連活動への支援を行いました。	地域づくり推進課	81
		継続	○	→ ○	2 たきざわ環境パートナー会議の活動への支援 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に取り組みながら、事務局運営、関係団体との調整及び活動の周知等、活動を支援しました。	環境課	82

別添資料	1 環境課に寄せられた相談数	環境課	83
	2 空き家に関する対応状況	都市政策課	84

別添資料は、環境課に寄せられた相談数及び空き家に関する対応状況について掲載しています。

令和4年度に環境課に寄せられた相談数（現地確認したもの）は、177件でした。最も多く寄せられた相談内容は、「草木・土地財産管理」に関する項目が77件、次いで「犬猫・動物」に関する項目が19件でした。

また、空き家に関する対応状況については、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、市でも現地調査及び通知にて対応をしています。令和4年度は、滝沢市特定空き家等認定基準に基づき、2件を特定空き家等として認定しました。

第1節 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち

1-1 良質な水資源の保全



1-1-1 水生生物調査の実施（環境課）

休止事業 平成27年度環境年次報告（P6～8）参照

下水道の普及などにより巢子川の水質は改善されてきています。「第5節 3河川の水質調査の実施」の結果によれば、大腸菌数を除き環境基準値（A類型）はクリアしている状況です。

1-2 生物多様性の保全



1-2-1 自然環境調査の実施（環境課）

（1）事業内容、指標等

木賊川遊水地整備（岩手県事業）が進められている滝沢市穴口地区の木賊川周辺では、希少生物が多く確認されており、手段を講じてこれらの希少生物を保全することが求められています。また、これらの希少植物はオオハンゴンソウ（特定外来植物）等の侵入・繁茂により生育環境が脅かされています。

たきざわ環境パートナー会議では、平成27年度より木賊川遊水地における調査プロジェクトを全体事業として取り組むことにしました。平成28年度からは、岩手県立大学との間で締結した「地域協働研究に係る協定書」の下で共同研究を継続しています。（令和3年度の研究課題名：木賊川遊水地において新たに発見された希少野生生物の生態解明とそのアウトリーチにおける課題整理）

この共同研究では、希少生物の分布状況を把握する基礎調査を踏まえて、当該遊水地の諸事情に合わせた適切でかつ現実的な保全方策を検討しています。

このほか、たきざわ環境パートナー会議では、「ホテル探検隊プロジェクト」や「いきもの探偵隊プロジェクト」で自然環境調査と保全活動及び観察会を実施しています。

（2）実施状況

たきざわ環境パートナー会議が取り組んだ「木賊川遊水地調査プロジェクト」では、自然環境調査活動を18回実施し、参加人数はのべ291人でした。（感染症対策として検温、マスク着用、参加者を制限して活動。）

1) ビオトープの整備

- ・初の田植えと稲刈りを実施し、11kgの米を収穫。
- ・通称「落とし水」を管理し、水生昆虫や湿地性植物の増殖を確認。
- ・木道整備と草刈などの管理を並行して実施。

2) 観察会開催

- ・子ども、親子、高齢者等を対象とした観察体験プログラムを試験的に実施。
- ・田植え・稲刈り
- ・キッズ観察会を実施
- ・県立博物館観察会の会場として使用

3) 在来種と希少種の保護

- ・希少花類等の管理・保護を実施。定着して増えていた。
- ・木道もでき、子どもの自然体験場所として活用できることを確認。

4) 特定外来植物の駆除

- ・オオハンゴンソウ駆除
- ・アレチウリ駆除

5) 清掃活動

- ・菓子川由来のゴミが多い。継続した清掃活動により減少しているが、増水氾濫によりまだ多く見られる。

6) 草刈り作業**7) 記録**

- ・活動を記録し、環境学習プログラムへ活用予定

このほか、たきざわ環境パートナー会議が取り組んだ自然環境調査活動の実施内容は第6節「4 たきざわ環境パートナー会議の活動（環境課）」に内容を掲載しています。

(3) 評価と今後の取り組み

ビオトープ木道建設で水辺の希少植物の保護や水生生物の観察がし易くなりました。専門家のアドバイスのもと定期的にビオトープの水位調整や草刈り作業を行いました。

動線整備により、子供やシニアなどの初心者向けの活動を実施できるようになりました。自然再生が進めながらいろいろな対象を扱った環境学習プログラムをつかっていきたいです。

在来種と希少種の保護を進めて里山環境の保全を行いたいです。

第1遊水地や希少種保護地での外来種駆除活動を専門家の指導を受け継続したいと考えています。（オオハンゴンソウ、アレチウリ、オオブタクサなど）

希少種保護地でのゴミ拾いを行っています。清掃作業によって減っているが、増水氾濫で新たに打ち上げられ定期的清掃の必要があります。

～ メモ 【希少生物】 ～

滝沢市で見られる希少生物の代表的なものを紹介します。

希少な野生生物の保護対策のために、いわてレッドデータブックが作成されています。

<https://www2.pref.iwate.jp/~hp0316/rd/rdb/01shokubutu/index.html>

●サクラソウ

日本を代表する野草で、昔は里山の岸辺や湿地などに普通に自生していました。しかし、河川工事や農地改良などで減少し準絶滅危惧種に指定されています。現在、九州の阿蘇、長野県の軽井沢、北海道の日高と並び、サクラソウが多く自生しているのが滝沢市にある岩手山の裾野となっていますが、都市化が進む滝沢市では自生地が減少しています。



●カワシンジュガイ

生息環境は、最高水温が20度以内の河川で川底の泥や砂、小石の間に殻を縦にして半分程度埋没させて直立しています。川に生息する水生昆虫や魚類の生息に関わっており、河川生態系の中で重要な役割を担っています。国内では北海道と本州に分布し、全国的に個体数が減少しており、滝沢市でも指定天然記念物に指定されています。



(資料提供：たきざわ環境パートナー会議、岩手県立博物館 渡辺 修二 氏)

～ メモ 【特定外来生物】 ～

「特定外来生物」は、まん延した場合、著しく重大な影響を与えるおそれがあるものとして、指定されています。当該生物の早期発見・拡散防止にご協力ください。

●オオハンゴンソウ

北アメリカ原産の外来種です。明治時代中期に観賞用として導入されたものが全国（特に北海道・東北地方）に広がっています。キク科の多年草で高さ1～3mに成長し、とても繁殖力が強いので、外来生物法で特定外来生物に指定されています。滝沢市には川沿いや湿地周辺などに猛烈に侵入しており、在来種を駆逐する勢いで増加しています。早急な駆除が必要です。



●アレチウリ

北アメリカ原産の外来種です。日本に輸入された穀物に混じって渡来したといわれています。ウリ科の一年生植物で、他のウリ科の植物と同様に長いツルを伸ばし、長いもので10m以上になるツルで他の植物に覆いかぶさり、その植物の成長を妨げます。こちらも特定外来生物に指定されています。



1-3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進



1-3-1 森林の維持保全（農林課）

（1）事業内容、指標等

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生物多様性の保全、木材等生産など様々な多面的機能を有しており、それらの機能の発揮及び維持保全のため、造林、間伐、下刈、除伐等の施業を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

（2）実施状況

【民有林・市有林の施業状況】

（単位：ha）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
造林面積	2.13	12.92	10.74	7.42	5.07	0.00	5.68	6.64
間伐面積	40.92	9.16	0.00	1.93	9.77	4.56	14.81	0.68
下刈面積	7.75	8.02	43.65	55.48	36.27	17.45	18.09	17.83
除伐面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
施業面積計	50.80	30.10	54.39	64.85	51.11	22.01	38.58	25.15

【民有林森林保全整備補助金交付実績】

（単位：ha、千円）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施業面積	15.44	20.80	54.39	77.70	59.50	26.52	31.24	25.15
補助金額	947	1,237	1,553	1,560	1,165	440	917	752

（3）評価と今後の取組

利用可能な林齢に達した森林が増加していることに加えて、木材等林産物の再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあり、苗木の成長を促す下刈り作業が積極的に実施されています。この林業振興の高まりと併せて森林に期待される各機能の高度発揮の重要性を広く一般に啓発し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

1-3-2 水源かん養保安林の保護（農林課）

（1）実施内容、指標等

水源かん養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

滝沢市内では、水源かん養保安林が599ha指定されており、保安林の保護のため監視を行っています。

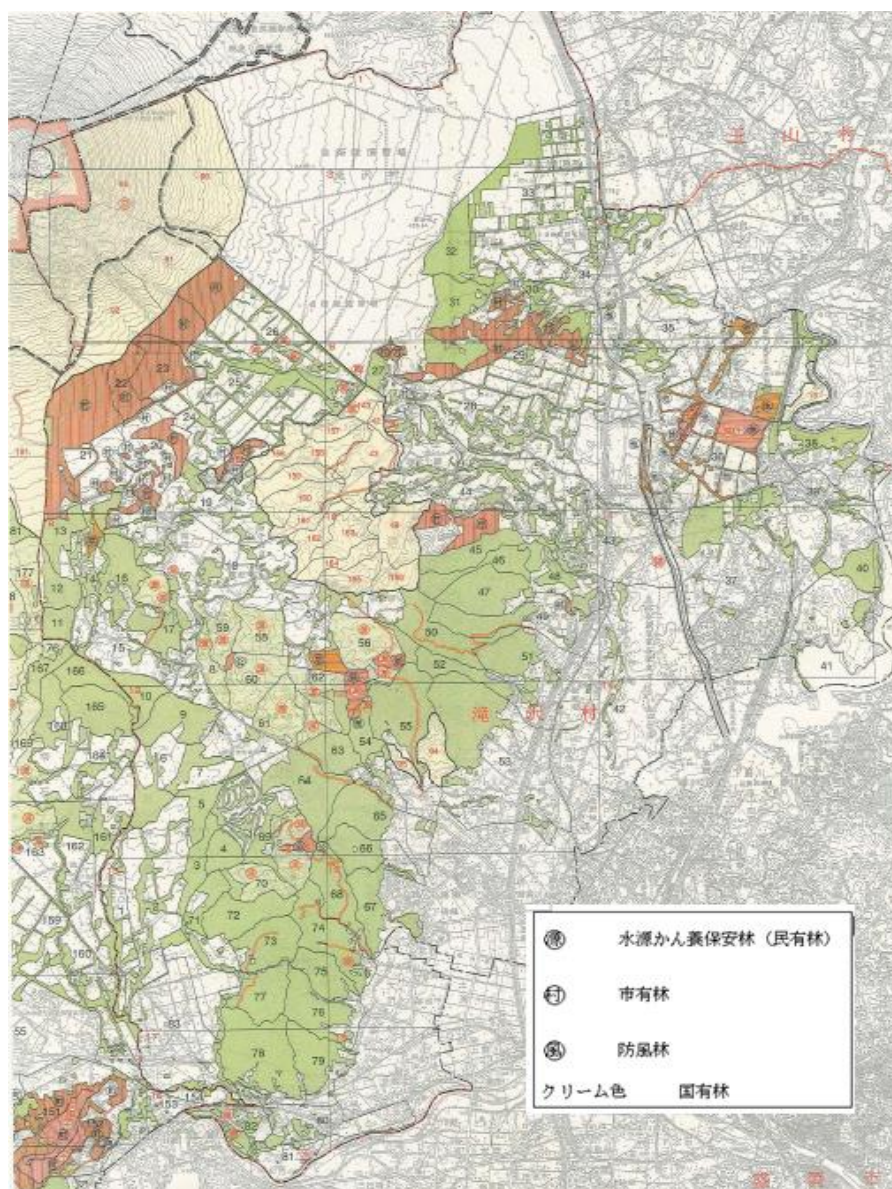
（2）実施状況

森林病虫害等の駆除を2回実施することにより、保安林の機能維持が図られました。

（3）評価と今後の取組

今後も保安林の機能維持のほか、災害防止の観点からも保安林保護の監視を継続していきます。

【水源かん養保安林図】



1-3-3 公共施設等の緑化の取組

1 花づくりをととした地域コミュニティ活性化（地域づくり推進課）

（1）事業内容、指標等

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花づくりをととした地域コミュニティの活性化を図るため、公共施設等で継続して花壇整備等に取り組んでいる各種団体・学校等の取組を市ホームページで「たきざわ花通り」として紹介します。

（2）実施状況

滝沢市ホームページ「たきざわ花通り」における掲載数

・ 幼稚園・保育園	8箇所
・ 小中学校	12箇所
・ 自治会・地域団体など	30箇所
・ 個人宅	1箇所
合 計	51箇所



たきざわ花通りの事例

（3）評価と今後の取組

令和4年度の新たな掲載はありませんでした。今後は、要望がある都度更新・掲載していきます。

滝沢市ホームページ「たきざわ花通り」

https://www.city.takizawa.iwate.jp/hana_dori

2 新設道路への植栽（道路課）

（1）事業内容、指標等

道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、道路利用者の快適性の確保等を目的として、新設道路への植栽を行います。

（2）実施状況

令和4年度の植栽工事はありませんでした。

（3）評価と今後の取組

道路管理の面で、枝葉の伐採や害虫の防除の要望が多いことに加え、交通安全の面や維持管理の面からも道路への植栽の在り方が見直されてきています。今後、この事業実施については、公共施設等の緑化に向けた取組の観点のほかにも幅広い検討が求められています。

3 公園等植栽管理（都市政策課）

（1）事業内容、指標等

公園利用者に快適な環境を提供するため、植栽等の管理を行っています。

- ・ 指定管理や委託により、剪定・施肥、薬剤防除・除草等を実施している箇所
…滝沢総合公園、盛岡西リサーチパーク公園、小諸葛川せせらぎ散策路
- ・ 要望や状況に応じて剪定・伐採、薬剤防除等を実施している箇所
…市内一般公園、緑地
- ・ 市民参加による植栽管理を実施している箇所
…滝沢総合公園体育施設周辺、ふれあいの森

（2）実施状況

業者委託分については、契約のとおり履行されており、適切な管理を実施することができています。また、滝沢総合公園は指定管理と併せて、地域住民の協力による住民参加型の管理を実施することができました。

（3）評価と今後の取組

滝沢総合公園においては、市民をはじめとする多くの来園者に、快適な公園環境を提供することができました。

今後も市内公園の快適な環境を推進するため、引き続き、自治会などと協働し、公園等植栽管理について市民とともに取り組んでいきます。



滝沢総合公園の管理の様子

1-3-4 透水性舗装の敷設（道路課）

（1）事業内容、指標等

事業名 岩手山中演習場周辺道路改修等事業
 場所 滝沢市柳沢地内（畜産試験場柳沢線）
 内容 歩道（延べ112.5m）

（2）実施状況

道路整備計画に基づき、市街化区域、児童通学路について透水性舗装施工を実施しています。

【透水性舗装施工実績】

（単位：m）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施工延長	305	480	1,080	157	1,840	79	473	580	112.5

※両側設置箇所については延べ延長を記載

（3）評価と今後の取組

従来構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となること及び騒音の低減も図られることから、今後も適切な施工に努めていきます。

～ メモ ～

●透水性舗装とは？

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果や騒音の低減効果もあります。

第2節 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち

2-1 持続性のある産業の推進



2-1-1 グリーン・ツーリズムの推進（農林課）

（1）事業内容、指標等

市では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、市内の農林業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

また、市のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、市内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムをとおして、市の農業に対する住民の理解を深めること、また、都市との交流を進めることが目標です。

（2）実施状況

グリーン・ツーリズムの実施状況については、以下のとおりです。

【グリーン・ツーリズムに関する取組状況】

		H26	H27	H28	H28	H30	R1	R2	R3	R4
グリーン・ ツーリズム 関連施設	農家民宿	1 軒 0 人	1 軒 13 人	1 軒 13 人	1 軒 0 人	1 軒 0 人	1 軒 0 人	0 軒 0 人	0 軒 0 人	0 軒 0 人
	観光農園	2 軒 1,002 人	2 軒 67 人	2 軒 46 人	2 軒 0 人	1 軒 0 人	0 軒 0 人	0 軒 0 人	0 軒 0 人	0 軒 0 人
	農家 レストラン	1 軒 350 人	1 軒 36 人	1 軒 225 人	1 軒 645 人	1 軒 200 人	1 軒 310 人	1 軒 70 人	1 軒 10 人	0 軒 0 人
	農林業 体験施設	1 軒 11 人	1 軒 115 人	1 軒 129 人	1 軒 88 人	1 軒 44 人	1 軒 45 人	1 軒 35 人	1 軒 30 人	1 軒 42 人
	小計	5 軒 1,363 人	5 軒 231 人	5 軒 413 人	5 軒 733 人	4 軒 244 人	3 軒 355 人	2 軒 105 人	2 軒 40 人	1 軒 42 人
市協議会受入れ		120 人	165 人	154 人	140 人	144 人	131 人	67 人	129 人	141 人
利用者数（合計）		1,483 人	396 人	567 人	873 人	388 人	486 人	172 人	169 人	183 人
HP掲載件数		2 件	3 件	3 件	3 件	3 件	1 件	1 件	1 件	1 件

※農家レストランは、廃業のため R4 年度に皆減となりました。

(3) 評価と今後の取組

実施状況は全体的に減少傾向にあります。グリーン・ツーリズムは、農家と都市との交流及び地域の活性化を図る上で有効な取組です。特に子どもたちの受入れは、子どもたちの農業に関する興味・関心に働きかけ、経験として残ります。市のホームページでは、農業体験の受入れの状況を随時掲載し、グリーン・ツーリズムの推進をより一層図ります。

～ メモ ～

●グリーン・ツーリズムとは？

山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

それぞれの地域の特性を活かした取組が、各地で進められています。

**2-1-2 グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成（農林課）****(1) 事業内容、指標等**

地域の資源を有効に活かし、農林業体験等を通じて、都市部の人たちとの交流を推進するため、グリーン・ツーリズム推進協議会会員を対象とした研修や県内の情報交換の参加を支援し、受け入れ農家の更なる内容の充実を図ります。

(2) 実施状況

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、グリーン・ツーリズム推進協議会による情報交換会を実施できませんでした。

(3) 評価と今後の取組

グリーン・ツーリズム受け入れ農家や受け入れ可能な農家、飲食店、研修施設で構成される滝沢市グリーン・ツーリズム推進協議会の会員は現在21者です。年々家庭の事情や、高齢化により会員数が減少傾向にあります。事務局としては、体験を受入れる会員の負担をしっかりと理解した上で受け入れを行うとともに、今後の新規受け入れ会員の獲得に向け、認定農業者や若手農業者を対象に情報提供を行っていく必要があります。

また、継続して受け入れを行っている農家については、グリーン・ツーリズムの中心的担い手として、今後も研修会や情報交換会・交流会開催の支援を行い、広域市町と連携したグリーン・ツーリズムを提供できるよう、基盤づくりを図っていきます。

2-1-3 特産品開発への支援（観光物産課）

（1）事業内容、指標等

滝沢市は、岩手山麓に広がる肥沃な土壌、清らかな水、澄んだ空気、美しい自然風景など、都市化の一方で、未だ手つかずの豊かな自然が保全された地域であり、人と自然がバランス良く共存・共生しています。特産品である岩魚や農産物は、健全な自然環境の育む恵みとして環境保全の状況をアピールする自然資源のひとつであり、観光パンフレットを作成しPRを図ります。

（2）実施状況

令和3年度より市の観光パンフレットを一新し、清流のイメージの代表である岩魚や自然の恵みであるスイカ、リンゴなどの農作物や特産品を掲載し、PRしました。また、滝沢市観光物産協会が運営するネットショップ「チャグまるしえ滝沢」では、特産品やそれら加工品のPRや販売を実施しました。

また、商品開発として、「滝沢スイカ缶詰」、「滝沢産野菜・フルーツを使ったケーキ」、「滝沢スイカ酢」などの開発を支援し、「滝沢スイカステッカー」製作を支援しました。

（3）評価と今後の取組

ホームページやSNSにより市の特産品や関連施設のPRに努めるほか、引き続き特産品開発に対して支援を行っていきます。



新観光ガイドブック・マップ



滝沢スイカ缶詰



滝沢産野菜・フルーツを使ったケーキ



滝沢スイカステッカー

2-1-4 家畜排泄物の有効利用（農林課）

（1）事業内容、指標等

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが農地還元し、肥料要素分などとして有効に利用しています。還元量を上回る堆肥を生産する畜産・酪農家については「肥料取締法による特殊肥料の届出」に基づき市内外の耕種農家や家庭菜園向けなどに供給し、有効に利用しています。

（2）実施状況

肥料販売許可業者6者、肥料生産業者19者について、管轄している岩手県と情報を共有しました。

（3）評価と今後の取組

引き続き、岩手県と情報を共有し、適正な家畜排泄物処理及び有効利用のため適切な指導を行っていきます。

2-1-5 堆肥処理施設の維持管理指導（農林課）

（1）事業内容、指標等

市内における畜産農家が所有する堆肥処理施設について、適正な維持管理がされるよう指導を行っていきます。

（2）実施状況

堆肥の管理方法について、2件の指導を行いました。指導後、各農家の堆肥の管理方法は改善されました。

（3）評価と今後の取組

堆肥処理施設の維持管理の指導を行ったことにより、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られました。今後も、各農家が適正に維持管理が行えるよう指導を行っていきます。

2-1-6 環境保全型農業の推進

1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業（農林課）

（1）事業内容、指標等

市内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適正に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成11年度に関係機関で組織する「滝沢村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したリサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきましたが、農家の利便性を考慮し、平成17年10月から清掃センター（現滝沢・雫石環境組合滝沢清掃センター）での受け入れを行うことになったため、これを機に協議会は解散しました。

市では、農業者が農業用廃プラスチックを清掃センターへ持ち込む際に必要となる専用のマグネットシート（産業廃棄物を運搬する車両表示）の貸し出しを行っています（JA新しいわてでは、組合員を対象に貸し出しを行っています）。

（2）実施状況

農業用廃プラスチックの処理状況については、以下のとおりです。

【農業用廃プラスチックの処理状況】

（単位：kg）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
塩化ビニール系	320	323	1,210	200	0	0	0	0
ポリエチレン系	92,990	67,260	88,040	90,900	96,610	109,740	83,140	97,680
計	93,310	67,583	89,250	91,100	96,610	109,740	83,140	97,680

（3）評価と今後の取組

市内農業者の使用状況により農業用廃プラスチックの処理量は毎年増減していますが、その中でも適正処理が図られており、結果として滝沢・雫石環境組合滝沢清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

今後においても、農業用廃プラスチックの適正な処理方法について、農業者に周知していきます。

2 環境保全型農業直接支払交付金事業（農林課）

（1）事業内容、指標等

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止及び生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、農業者又は農業者の組織する任意団体や法人が地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動を取り組む場合に交付金を交付することで支援を行います。

（2）実施状況

市では平成23年度から本事業を実施しており、現在では市内農業者3団体が、本交付金を活用しながら有機農業の取組（主作物について、化学肥料及び農薬を使用しない取組）を実施しています。

【環境保全型農業直接支払交付金事業実施状況】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交付金交付対象件数	2件	2件	2件	2件	3件	1件	0件	1件	3件
交付金交付対象面積	824 a	328 a	328 a	379 a	403 a	329 a	0 a	329 a	391 a

（3）評価と今後の取組

令和4年度においては、交付基準を満たした実施が3件ありました。引き続き、環境に優しい農業を目指す団体が実施しやすい事業を目指し、県と協力しながら支援していく必要があります。

今後も、国及び県による政策主導のもと、本事業による意欲ある農業者への継続的支援体制を継続し、農業の持続的発展に寄与する環境保全型農業の普及拡大及び農村が持つ多面的機能の健全な発揮を目指していきます。

～ メモ ～

●環境保全型農業直接支払交付金の取組内容

- ・カバークロープの作付け
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
- ・有機農業
- ・夏季の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置
- ・メダカ等魚類を保護する管理
- ・草生栽培
- ・冬季たん水管理

2-2 企業の環境対策の支援



2-2-1 事業所への啓発、指導の推進（環境課）

（1）事業内容、指標等

市では、市内で大気汚染、水質汚濁、悪臭等に関する事業所の公害及び苦情が生じた場合は、必要に応じて監視及び指導を行います。また、大気汚染、水質汚濁、悪臭等が予想される事業者と公害防止協定を結び、公害発生 of 未然防止に努めています。

（2）実施状況

令和4年度は、公害防止協定に基づく立入調査はありませんでした。事業所の公害及び苦情が生じた場合も、必要に応じて立入調査を行っています。このほか、公害防止協定や覚書に基づかない場合であっても、排水や土壌等に係る自主計測による報告書の提出があった際には、各法に基づいて基準値内であるか確認しています。

【公害防止協定締結数並びに公害防止協定に基づく立入検査及び定期報告件数】

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
公害防止協定締結数（累計）		23社	24社	24社	25社	26社	26社
公害防止協定に基づく	立入調査	1社	2社	1社	1社	1社	0社
	定期報告	3社	3社	3社	5社	5社	6社

（3）評価及び今後の取組

令和4年度は公害防止協定に基づく立入調査はありませんでした。今後も、事業活動による公害を未然に防ぐため、事業者との協議を進めていきます。また、事故や基準値以上の報告等が提出された場合は、速やかに現地を確認し、必要に応じて指導を行い、公害等の防止に努めていきます。

2-3 環境資源を活かした観光の推進



2-3-1 自然環境の保全活動（観光物産課）

（1）事業内容、指標等

市には、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原などの自然資源、伝統行事のチャグチャグ馬コや山麓工房群などの文化的資源、この他農産物など多くの環境資源があります。特に自然資源は、観光客が多く訪れることにより荒廃する傾向にありますので、資源を守り育てることで地域の活性化につなげていきます。

（2）実施状況

春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員を設置し巡視を行いました。岩手山では、自然公園保護管理員を設置し、荒廃する登山道の修繕を行いました。たきざわ自然情報センターでは、岩手山や鞍掛山の自然資源の情報提供を行い、登山者のサポートを行いました。その他、滝沢市山岳協会、自衛隊と共に定期的に岩手山・馬返しキャンプ場周辺において、セイヨウタンポポやオオハンゴンソウといった外来生物の刈取りを行っています。

（3）評価と今後の取組

自然による風化や多くの観光客が利用することにより荒廃する岩手山及び鞍掛山登山道について、修繕等の環境整備を実施することにより、自然環境の保全を行いました。また、外来生物の刈取りを行うことで、増殖・拡大の防止に努めています。今後も登山道の修繕を実施するとともに、春子谷地湿原や岩手山麓に生息する在来種の保護を行い、市の豊かな観光資源を守り育て、地域の活性化を図っていきます。

第3節 ごみの減量化を推進し、資源が循環するまち

3-1 ごみの減量とリサイクルの推進



3-1-1 ごみ減量化の推進（環境課、滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容、指標等

ごみの出ないライフスタイルへ転換していくためには、市民、事業者、各種団体及び市がそれぞれの役割を自覚し、自発的に取り組むとともに、お互いに連携しながらごみ減量を進めていくことが必要です。市では、平成30年度に策定したごみ減量化行動計画に基づいて、ごみ減量・資源化を推進していきます。

滝沢市では、令和4年度に滝沢市ごみ減量化行動計画（後期）（令和5～9年度）を策定しました。

滝沢市ごみ減量化行動計画（後期）（令和5～9年度）では、各ごみの排出量ごとにどのような取組を行い、ごみを減少させていくかを記載しています。

●滝沢市ごみ減量化行動計画（令和5年度から令和9年度）

計画の目的

一般廃棄物処理基本計画に基づいて、市民、事業者、各種団体及び市の施策を定め、自発的なごみ減量化・資源化行動の実践に向けた指針となる計画としています。

ごみ減量化の取組

- （1）1人1日当たり家庭系ごみ排出量⇒生ごみ減量に取り組めます。
 - ・食材の「使いきり」を積極的に行う。
 - ・生ごみの水切りをしっかり行う。
- （2）生活系ごみの可燃ごみ排出量⇒可燃ごみの再資源化に取り組めます。
 - ・集団資源回収の取組み促進
 - ・容器包装廃棄物の店頭回収の取組み周知
 - ・使用済み小型家電回収の周知
- （3）生活系ごみの資源ごみ排出量⇒4R運動に取り組めます。
 - ・必要のないものは買わない、使わない、貰わないこと（発生回避：リフューズ）
 - ・ごみを出さない（発生抑制：リデュース）
 - ・再使用（リユース）
 - ・再資源化（リサイクル）
- （4）リサイクル率⇒ストックヤードの活用促進。
 - ・リサイクルの推進

滝沢市ごみ減量化行動計画は、次の一般廃棄物処理基本計画を基に策定されました。

●一般廃棄物処理基本計画（平成30年度から令和9年度）

基本理念

市民・事業者・市が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します。

基本方針

- ①ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します。
- ②環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します。
- ③環境教育、環境学習と市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組を推進します。

(2) 実施状況

ごみ減量化行動計画の目標項目及び実績は、以下の表のとおりです。

【ごみ減量化行動計画の目標項目及び実績】

	H28 (基準年)	R2	R3	R4
① 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	529	527	522	514
② 可燃ごみ排出量 (t)	10,530	10,548	10,494	10,335
③ 資源ごみ排出量 (t)	2,053	2,098	2,046	1,955
④ リサイクル率 (%)	24.8	25.0	22.1	21.8
参考 資源ごみ排出量 (g/人・日)	97	95	93	90

※リサイクル率は、集団資源回収分を含む。

【市民1人当たりごみ処理経費】

	H30	R1	R2	R3	R4
運営事業費 (千円)	903,028	892,359	906,998	963,149	1,066,516
全体処理量 (t)	23,701	22,898	23,791	23,273	23,513
うち滝沢市の家庭系ごみ割合 (%)	64.9	65.2	65.5	65.9	65.7
9月末時点の住民基本台帳人口 (人)	55,211	55,422	55,524	55,668	55,377
市民1人当たりごみ処理経費 (円)	10,615	10,497	10,669	11,401	12,653

※施設延命化に係る長期計画に基づいて、平成24年度から（延命化のための）整備工事を行っているため事業費が増えています。

令和4年度は、小型家電回収の常時回収（小型家電回収ボックスの設置（市役所及びビッグライフ滝沢）による通年の回収）等により、スーパー等の店頭回収、小型家電回収、集団資源回収の利用等について、積極的に周知啓発を図りました。

また、市民、事業者、各種団体及び市の連携によるごみ減量化・資源化を推進するため、自治会、衛生指導員協議会などの各種団体で組織する「ごみ減量化推進委員会」の会議を3回開催し、ごみ減量化行動計画に基づく各施策の進捗状況の確認、情報共有等を図りました。

各種団体においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動回数の減少が見られましたが、感染症対策を行いながらごみ減量等の学習会、フードドライブ、資源回収活動などに取り組みました。

(3) 評価と今後の取組

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量等は、前年度と比較し、減少しています。1人1日あたりの家庭系ごみ排出量等が減少した理由については、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要が緩和されたことにより、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量等が減少したものと推測されます。

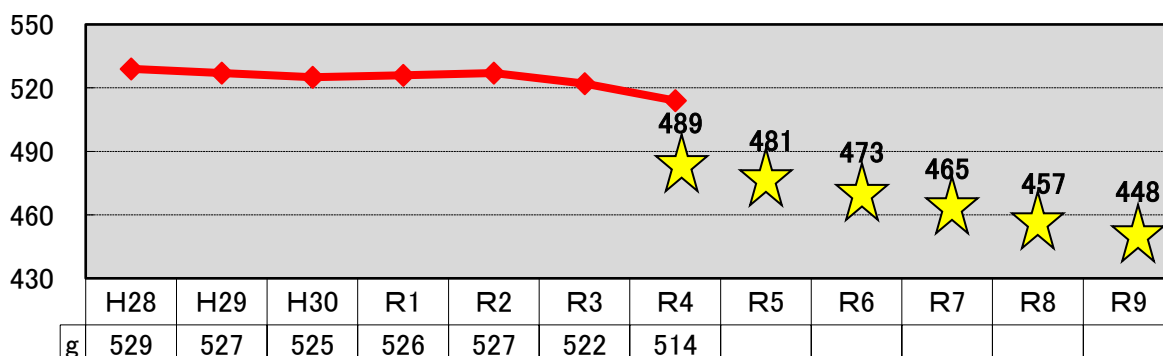
また、「一般廃棄物処理基本計画」及び「ごみ減量化行動計画」に基づき、3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用））を中心としたごみ減量化・資源化に取り組んでおりますが、本市においてスーパー等の店頭回収、小型家電回収及び資源回収が浸透してきております。

引き続き、市民・事業者や市の役割をお示ししながら、ごみの資源化を促進させるため周知啓発を図ってまいります。

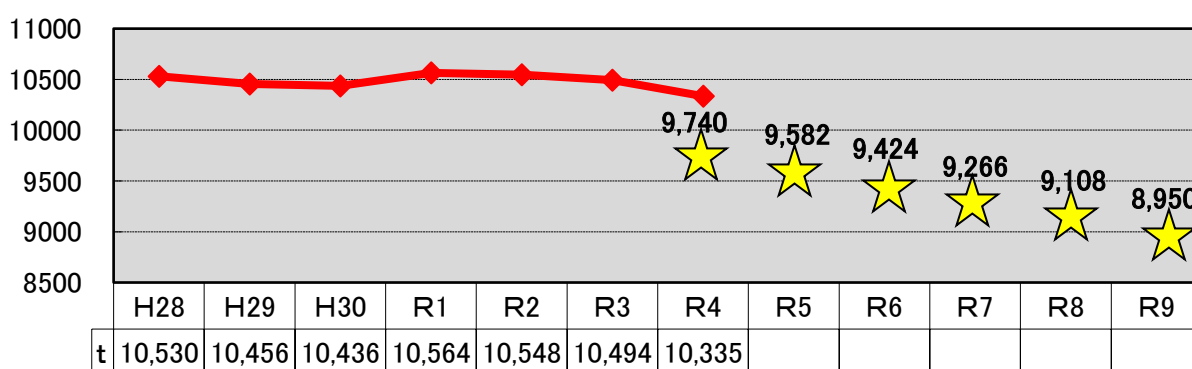
主体	役割
市民	<p>【排出者としての責任】</p> <p>(1) 一人一人がごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。</p> <p>(2) 分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取組みに協力する。</p>
事業者	<p>【排出者としての責任】</p> <p>(1) 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動に努める。</p> <p>(2) ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努める。</p> <p>【生産者としての責任】</p> <p>(1) 拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をする。</p> <p>(2) 率先して資源物や処理困難物を回収する。</p>
各種団体	<p>【積極的な活動とつなぎ手としての役割】</p> <p>(1) 各主体の協力のもと、ごみ減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざしたリサイクル活動を展開する。</p> <p>(2) 市民・事業者・行政のつなぎ手としての役割を果たす。</p>
市 (行政)	<p>【ごみを出さないための仕組みづくり】</p> <p>(1) 市民・事業者・各種団体が参加できるシステムの構築を図る。</p> <p>【安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分】</p> <p>(1) 環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行う。</p> <p>(2) 安全で効率的なシステムの構築と運用を図る。</p> <p>【各主体のコーディネーター】</p> <p>(1) 市民・事業者・各種団体の取組みのコーディネーターとしての役割を果たす。</p> <p>【排出者としての責任】</p> <p>(1) ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を行う。</p>

以下、各グラフには、ごみ減量化行動計画の目標数値を☆で記載しています。

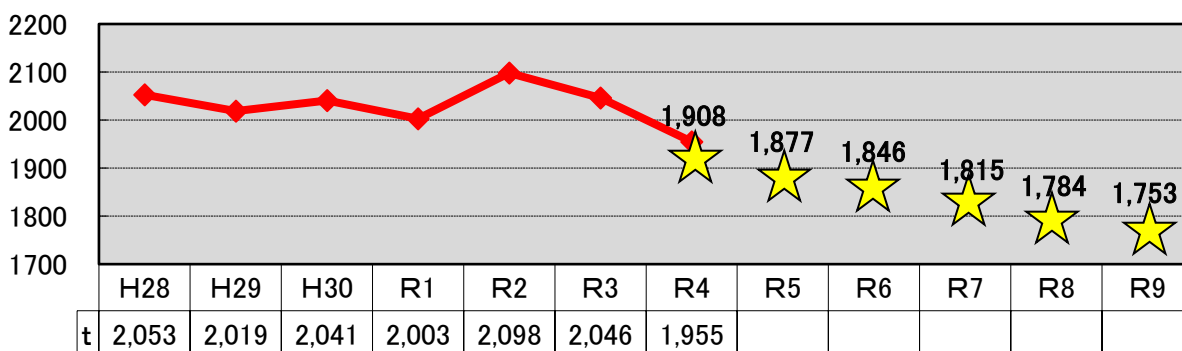
【① 家庭系ごみ排出量の実績及び目標数値（g／人・日）】



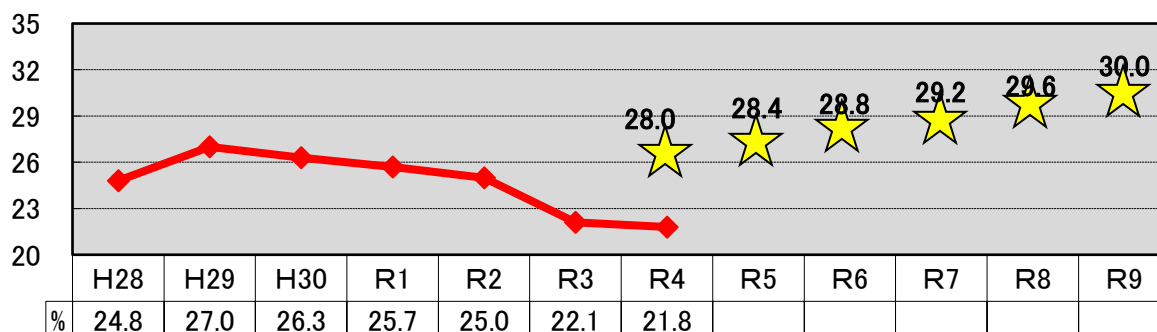
【② 可燃ごみ排出量の実績及び目標数値（t）】



【③ 資源ごみ排出量の実績及び目標数値（t）】



【④ リサイクル率の実績及び目標数値（％）】



3-1-2 集団資源回収活動の推進（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容、指標等

資源の有効利用に対する意識の高揚とごみ減量のために実施する資源の集団回収活動の促進を目的として、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付します。

（2）実施状況

資源回収活動の実施団体に、奨励金を交付しました。

また、子ども会育成会や自治会等を対象として、事業の説明を実施し、資源回収活動の普及に努めました。

【集団資源回収奨励金交付実績】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
登録団体数	124	126	130	127	128	125
実施団体数	119	120	120	107	110	109
実施回数	471	481	499	389	413	435
奨励金（円）	2,819,034	2,795,624	2,759,074	2,150,444	2,112,939	2,007,732
回収量（t）	569	604	555	413	404	371

【集団資源回収量（自治会、子ども会等が資源物の取引業者へ引き渡した資源物）】（単位：t）

品目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
びん	11	10	9	5	6	5
金属類	41	44	43	30	29	26
古紙・古繊維類	517	550	503	378	369	340
その他雑びん類	0	0	0	0	0	0
合計	569	604	555	413	404	371

（3）評価と今後の取組

集団資源回収の登録団体数、実施団体数及び実施回数は、ほぼ横ばいで推移しています。奨励金は減少傾向にあり、平成28年度より実施団体の奨励金の年間上限を5万円に設定したことが1つの要因として考えられます。また、回収量も昨年度と比較すると全体で33t減少しました。

滝沢・雫石環境組合では、引き続き、滝沢市子ども会育成連合会を通じて制度の趣旨や成果の報告を行うことにより集団資源回収の周知を図っていきます。今後は市内の小中学校のPTAや福祉団体などへも制度の認識と有効性について周知を行い、ごみの分別と再利用の意識を児童・生徒に浸透させるとともに、奨励金の上限の引き上げを含めた制度の見直しを検討していきます。

3-1-3 リサイクル率の向上（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容、指標等

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、資源回収事業のほか、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しています。リサイクル率の目標値及び推移等は、p 29～32を参照してください。

（2）実施状況

清掃センターに搬入されたごみから資源として再利用・再資源化できるものを回収し、リサイクルの向上を図りました。

また、地域でリサイクル活動に取り組みやすくするため、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しました。平成30年度からは上記の支援を強化するため予算を拡大し、令和4年度は2自治会、3施設の補助を行いました。

【ストックヤード設置実績】

年度	自治会数	施設数
H18	3自治会	3施設
H19	5自治会	5施設
H20	2自治会	2施設
H21	3自治会	3施設
H22	2自治会	2施設
H23	1自治会	1施設
H24	1自治会	2施設
H25	2自治会	2施設
H26	1自治会	1施設
H27	1自治会	1施設
H28	1自治会	2施設
H29	1自治会	1施設
H30	8自治会	10施設
R1	4自治会	4施設
R2	1自治会	2施設
R3	4自治会	9施設
R4	2自治会	3施設
合計		53施設

【リサイクル率】

(単位：t)

品目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ排出量 (a)	17,095	17,237	17,429	17,471	17,276	16,863
総ごみ排出量 (b) (a + ③)	17,663	17,841	17,984	17,877	17,680	17,234
①資源回収物売払い量	1,811	1,838	1,794	1,869	1,768	1,698
②スラグ・メタル売払い量	2,387	2,275	2,264	2,193	1,741	1,683
③集団資源回収量	568	604	555	406	404	371
総資源化量 (c) (①+②+③)	4,766	4,717	4,613	4,468	3,913	3,752
リサイクル率 (c ÷ b) (%)	27.0	26.4	25.7	25.0	22.1	21.8

(3) 評価と今後の取組

リサイクル率は前年度と比較すると0.3%減少しました。要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団資源回収の実施回数の減少、また、ごみ質の変化によるスラグ発生量の減少が挙げられます。

一方で、平成30年度からストックヤード設置自治会へ補助を行う事業の予算を拡大し、令和4年度は2自治会3施設のストックヤードが設置されました。今後は、集団資源回収活動の推進を図るほか、引き続き、ストックヤードの設置補助事業強化及び活用により、リサイクルの向上を支援していきます。

3-2 ごみの不適正な処理の禁止



3-2-1 地域清掃活動の推進（環境課）

（1）事業内容、指標等

各家庭や事業所において、日常の清掃では清潔を保持しにくい所を重点的に、地域ぐるみで清掃することにより、清潔で住みよい生活環境を築くことを目的として「クリーンたきざわ運動」を実施しています。

（2）実施状況

春及び秋に環境美化活動の重点取組期間を設定し、地域清掃を推進しました。地域清掃の実施に当たっては、使用のごみ袋等を自治会等へ配布し、地域の皆さんにより集められたごみの収集を実施しました。

また、地域の実情に応じて、年間を通じて地域清掃を実施いただき、随時、ごみの収集を実施しました。

【クリーンたきざわ運動の取組内容】

公園、道路側溝、河川等公共施設の清掃、ごみの分別の徹底、不法投棄防止、環境美化月間啓発ポスターの掲示等

【環境美化活動の重点取組期間】

環境美化月間 6月1日～6月30日 / 環境美化週間 9月23日～9月30日

【地域清掃実績】

(単位：人・回)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
参加人数	20,260	20,440	19,711	18,526	16,006	20,113	10,992	9,650	15,412
実施回数	133	117	108	104	101	105	90	99	103

（3）評価と今後の取組

毎年、清潔で住みよい生活環境を保持するため、地域の皆さんや地域の団体等が主体となり、地域清掃を実施しています。新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことに伴い、参加人数等が増加しました。

今後も、地域ぐるみの清掃が継続されるよう、市が委嘱する衛生指導員を通じて活動を推進していくとともに、広報やホームページを通じて周知に努めていきます。

3-2-2 ペットのフン害禁止の啓発（環境課）

（1）事業内容、指標等

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットのフン害禁止の周知及び啓発に努めています。

（2）実施状況

ペットのフン害について相談があった際に、希望する自治会へフン害防止の啓発用看板を配付しています。そのほか、犬の飼い主の正しい飼育管理とモラルの向上を図るため、主に子犬を飼育している方を対象とした犬の飼い方教室を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、令和3年度から開催を見合わせています。

（3）評価と今後の取組

今後も飼い主のモラルの維持・向上のため、広報やホームページのほか、毎年犬の飼い主に送付する狂犬病予防注射済票交付申請個票（注射はがき）等を通じて、啓発活動を継続していきます。



啓発用看板

3-2-3 ごみの野外焼却の禁止啓発（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容、指標等

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の1つとされています。このため、平成16年度から家庭ごみの野外焼却が禁止されており、ごみの野焼きの禁止啓発に努めます。

（2）実施状況

広報やホームページへの記事掲載、通報に伴う個別指導等を行いました。

【個別指導状況】

（単位；件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
個別指導件数	4	1	1	0	0	0	0

（3）評価と今後の取組

今後も引き続き、ごみの野焼き禁止を啓発していきます。

～ メモ ～

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物をとおして人の体内に摂取されることにより、ホルモン攪乱、発ガン、催奇性など健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成13年に制定され、平成16年に規制が施行されました。

●違法な野焼きによる罰則

違法な野焼きをした場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその両方が科せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条及び第32条）

●火事を起こした時の罰則

重大な過失があった場合は、50万円以下の罰金が科せられます。（刑法第116条）

3-2-4 不法投棄巡視員の配置（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容、指標等

不法投棄の監視と環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、廃棄物対策巡視員を配置し、市内の巡視を実施します。

（2）実施状況

市内巡回による不法投棄の巡視、調査及び指導を実施しました。

【ごみ集積所や市内巡回での不法投棄物の回収量及び通報件数】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
回収量	3,780kg	2,070kg	2,310kg	5,920kg	3,530kg	1,770kg	1,880kg
警察への通報	0件	0件	0件	4件	3件	5件	0件

（3）評価と今後の取組

ごみ集積所や市内巡回での不法投棄物回収量は、前年度と比較して110kg増加しました。ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

～ メモ ～

●不法投棄による罰則

不法投棄した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその両方が科せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条及び第32条）

第4節 エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち

4-1 エネルギーの地産地消



4-1-1 エネルギーの地産地消の取組

1 地球温暖化対策活動の推進及び啓発（環境課）

（1）事業内容、指標等

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化対策の啓発活動を行います。

（2）実施状況

国や県の事業である「太陽光発電設備・蓄電池共同購入」、「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」等について市HPへ掲載を行い、周知啓発を図りました。

このほか、「第1節 3. 安全な暮らしに備えた森林整備の推進」、「第3節 1. ごみの減量とリサイクルの推進」、「第4節 1-1-2. 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発」及び「第4節 2. 省エネルギーのすすめ」の関連施策においても、地球温暖化対策活動の推進に向けた取組を実施しています。

（3）評価と今後の取組

今後も地球温暖化対策活動について周知啓発活動を実施するほか、各節の推進に向けた取組を実施し、推進を図っていきます。

～ メモ ～

●地球温暖化問題とは？

太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中で赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発（環境課）

（1）事業内容、指標等

森林の保全整備のために木質バイオマスエネルギーの有効活用とCO₂を排出しない太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入について推進と啓発を行います。

（2）実施状況

令和4年度は、木質バイオマスエネルギー及び太陽光エネルギーを活用した公共施設整備等はありませんでした。防災拠点となる公共施設等について、再生可能エネルギー源を利用する設備の導入検討を行っています。現在は、市役所、市内小中学校及び交流拠点複合施設に太陽光発電システム、蓄電池、地中熱設備が稼働しています。

また、市内では民間企業によるメガソーラーや太陽光発電施設が導入されています。

関連して、市では、自然環境の保全に配慮された再生可能エネルギー発電施設の設置推進を目的として、令和4年10月に「滝沢市における再生可能エネルギー発電施設の設置に関する指針」を定めました。これにより、電気事業法第38条第2項の「事業用電気工作物」に該当する一定規模以上の発電施設については、市との2者による環境保全協定を締結することとなります。

【再生可能エネルギーを活用した公共施設設置状況】

施設名	設備概要（設置規模等）
滝沢市役所	太陽光発電（30.6kW）蓄電池（16.9kWh）
交流拠点複合施設	太陽光発電（10kW）蓄電池（16.9kWh）地中熱（236kW）
柳沢小中学校	太陽光発電（15kW）蓄電池（15kWh）高効率照明（4基）
一本木小学校	太陽光発電（15kW）蓄電池（15kWh）高効率照明（4基）
滝沢中央小学校	ソーラーパネル式敷地内照明（19基）

（3）評価と今後の取組

今後も再生可能エネルギーの活用について推進を図るとともに、公共施設等の新設及び改修整備等の際には積極的な導入を検討していきます。

近年、斜面に多数の太陽光パネルを設置する大規模な太陽光発電事業に伴い、土砂災害や水質汚濁などが発生している例がみられます。太陽光発電事業の導入の検討に際しては、災害面や環境面に十分配慮して検討していきます。

4-2 省エネルギーのすすめ



1 省エネルギーの啓発（環境課）

（1）事業内容、指標等

エネルギー消費を起因とする温室効果ガスの発生の問題や、原油等のエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについて周知啓発に取り組みます。

（2）実施状況

エネルギー問題や環境問題について考えるきっかけづくりを目的として、電気を消しロウソクで過ごす取組「キャンドルナイト in 滝沢」について広報に掲載し、周知啓発を図りました。

国や県の事業である「太陽光発電設備・蓄電池共同購入」、「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」等について市HPへ掲載を行い、周知啓発を図りました。

（3）評価と今後の取組

今後も省エネルギーに関する取組について、周知啓発を展開していきます。

2 公共交通機関の利用促進（都市政策課）

（1）事業内容、指標等

鉄道利用者の利用環境の維持・向上のため市内4駅の駅前広場、駐輪場、2駅のパークアンドライド駐車場の適正管理を行います。放置自転車については駐輪場利用の妨げとなることから撤去を実施します。

また、公共交通の利用環境の整備やイベント開催等を通じて利用促進を図るほか、市役所及び市内の事業所とともに「公共交通スマートチャレンジ月間」に取り組むことで、公共交通の利用促進によるCO₂排出量の削減に貢献します。

（2）実施状況

CO₂排出量の削減に向けた公共交通機関の利用促進に関する取組実績については、以下のとおりです。

【CO₂排出量の削減に向けた公共交通機関の利用促進に関する取組実績】

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
公共交通スマートチャレンジ月間(かしこい交通ライフ) 取組実績	5 事業所	3 事業所	3 事業所	※ 1	※ 1	3 事業所
鉄道利用者数（1日平均） ※ 2	6,022 人	5,847 人	5,665 人	4,827 人	4,801 人	3,352 人

- ※1 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施
- ※2 鉄道利用者数（1日平均）については、駅無人化に伴い令和4年度以降は大釜駅及び小岩井駅の数値はJR東日本では公表していない。

（3）評価と今後の取組

公共交通スマートチャレンジ月間（かしこい交通ライフ）は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が見送りとなりました。また、鉄道利用者数についても、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度よりも減少しました。今後も、CO₂排出量の削減に貢献するため、公共交通機関の利用促進の各取組について、状況に応じた見直しを行いながら継続して実施していきます。

～ メモ ～

●公共交通スマートチャレンジ月間

便利な自動車に頼りすぎる生活は、路線バスの撤退等を招き地域の利便性が損なわれるほか、CO₂排出量の増加による地球環境の悪化に影響があります。「公共交通スマートチャレンジ月間」は、鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用し、無理のない範囲で自動車との「スマートな使い分け」に挑戦する取組です。毎年、9月の第4週から1か月間、県が中心となって実施しており、市も事業者として参加しています。取組例としては、「天気の良い日は、バスや鉄道、自転車で通勤してみる」や「普段の買い物は、近所のお店に徒歩や自転車で出かけてみる」、「自動車を運転するときは、エコドライブを心がけてみる」などが挙げられます（平成30年度までは、「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークとして同様の取組を行っていました。）。

3 たきざわエコオフィス計画の推進（環境課）

（1）事業内容、指標等

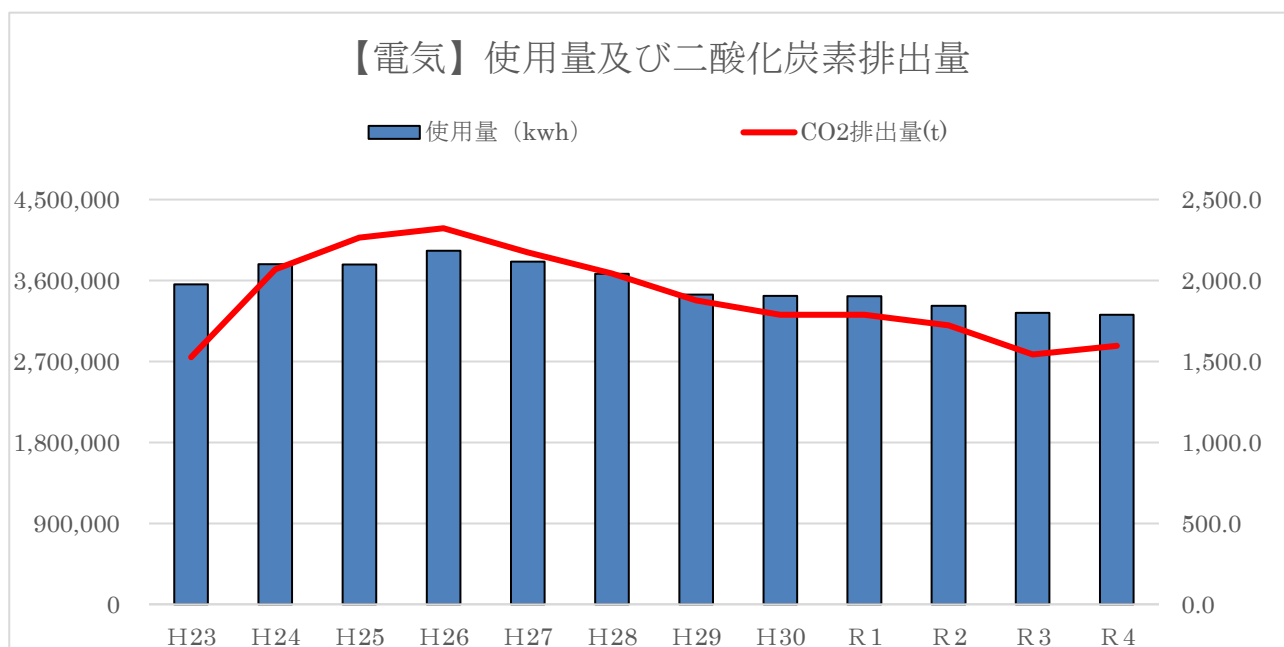
地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、地方公共団体が自らの事務事業に関して温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定しています。

学校を含む市の公共施設（滝沢・雫石環境組合及び盛岡地区衛生処理組合を除く。）を対象としており、平成25年度実績に対して令和4年度にはCO₂排出量を6%削減することを目標としています（「たきざわエコオフィス計画」：平成30年度～令和4年度）。

(2) 実施状況

(1) 電気

年度	使用量 (kwh)	前年度比	CO2排出係数 (t-CO2/kwh)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	3,786,156	-	0.000468	1,771.9	-	基準年度
H23	3,558,175	-6.0%	0.000429	1,526.5	-13.9%	-13.9%
H24	3,780,950	6.3%	0.000547	2,068.2	35.5%	16.7%
H25	3,776,230	-0.1%	0.000600	2,265.7	9.6%	27.9%
H26	3,930,364	4.1%	0.000591	2,322.8	2.5%	31.1%
H27	3,808,914	-3.1%	0.000571	2,174.9	-6.4%	22.7%
H28	3,673,596	-3.6%	0.000556	2,042.5	-6.1%	15.3%
H29	3,443,724	-6.3%	0.000545	1,876.8	-8.1%	5.9%
H30	3,430,800	-0.4%	0.000521	1,787.4	-4.8%	0.9%
R1	3,425,792	-0.1%	0.000522	1,788.3	0.0%	0.9%
R2	3,319,474	-3.1%	0.000519	1,722.8	-3.7%	-2.8%
R3	3,241,594	-2.3%	0.000476	1,543.0	-10.4%	-12.9%
R4	3,217,456	-0.7%	0.000496	1,595.9	3.4%	-9.9%

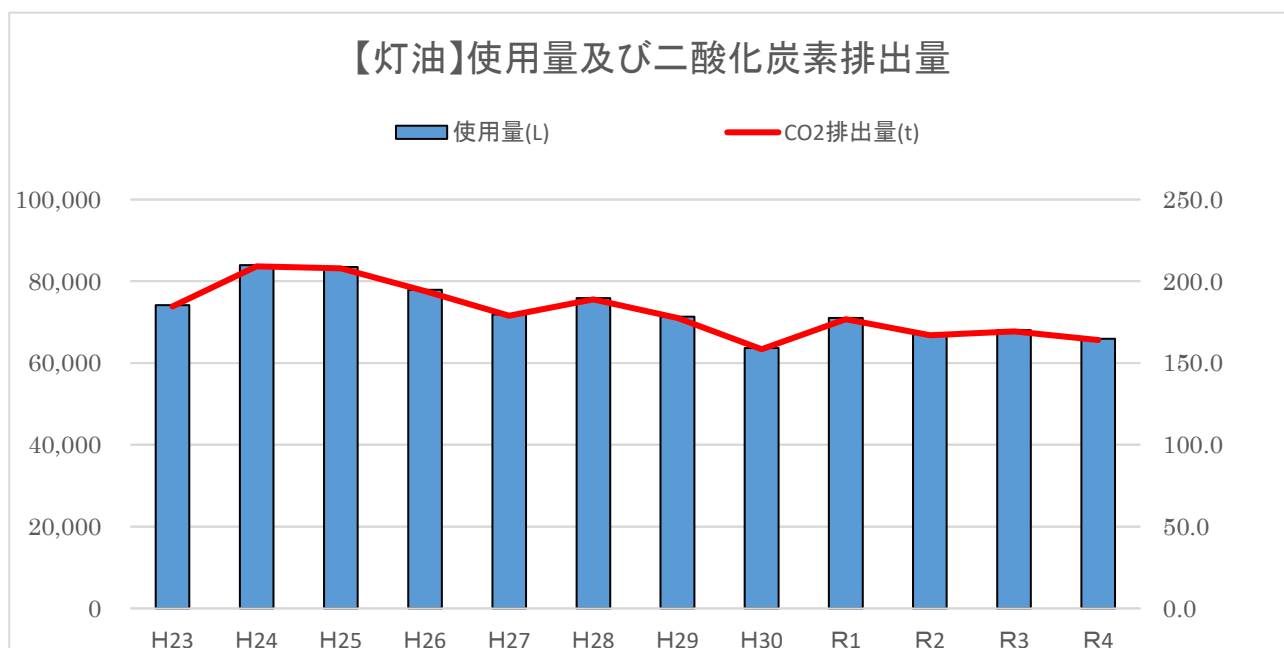


まとめ

電気使用量については、3,217,456 kwh使用し、前年度比では0.7%減少しました。使用量が減少した要因については、省エネ活動により使用量の減少が図られたものと推測されます。

(2) 灯油

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	75,765	-	2.49	188.7	-	基準年度
H23	74,181	-2.1%	2.49	184.7	-2.1%	-2.1%
H24	83,988	13.2%	2.49	209.1	13.2%	10.9%
H25	83,483	-0.6%	2.49	207.9	-0.6%	10.2%
H26	77,910	-6.7%	2.49	194.0	-6.7%	2.8%
H27	71,881	-7.7%	2.49	179.0	-7.7%	-5.1%
H28	75,883	5.6%	2.49	188.9	5.6%	0.2%
H29	71,314	-6.0%	2.49	177.6	-6.0%	-5.9%
H30	63,641	-10.8%	2.49	158.5	-10.8%	-16.0%
R1	71,031	11.6%	2.49	176.9	11.6%	-6.2%
R2	67,091	-5.5%	2.49	167.1	-5.5%	-11.4%
R3	68,024	1.4%	2.49	169.4	1.4%	-10.2%
R4	65,905	-3.1%	2.49	164.1	-3.1%	-13.0%



まとめ

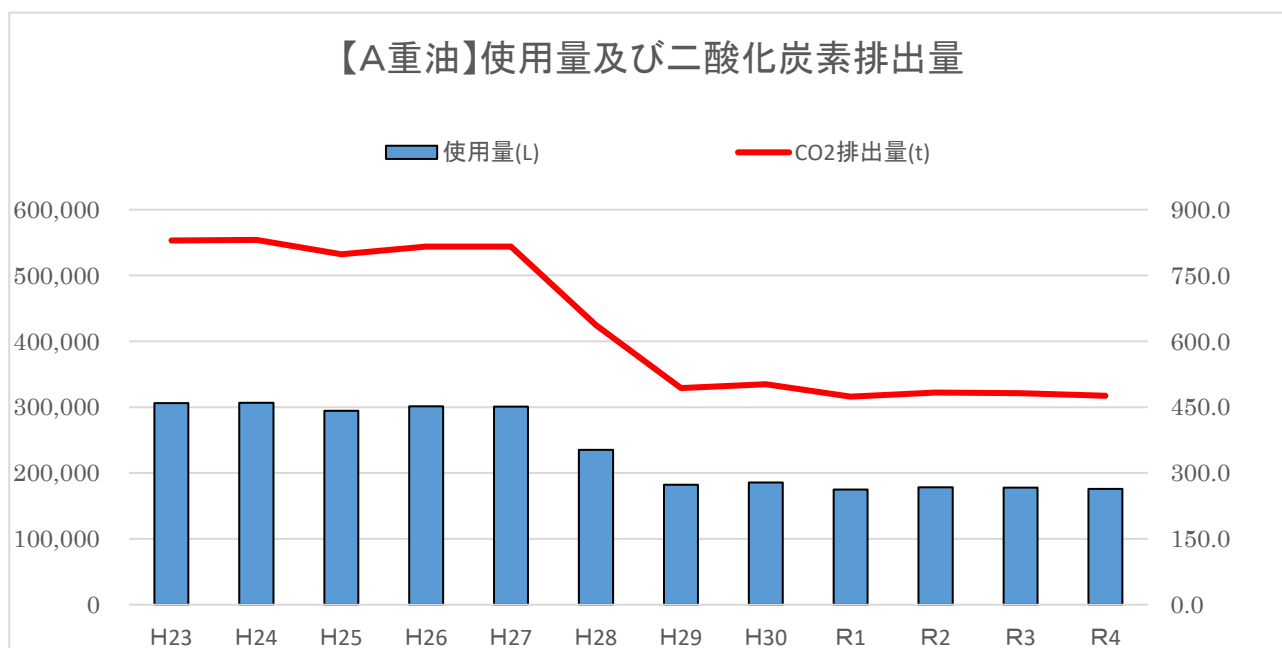
灯油使用量については、65,905 L使用し、前年度比では3.1%減少しました。

要因としては、各対象施設で暖房類等の温度調整等の省エネ活動の推進により、使用量の削減が図られたと推測されます。

(3) A重油

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	314,238	-	2.71	851.6	-	基準年度
H23	306,107	-2.6%	2.71	829.5	-2.6%	-2.6%
H24	306,708	0.2%	2.71	831.2	0.2%	-2.4%
H25	294,694	-3.9%	2.71	798.6	-3.9%	-6.2%
H26	301,119	2.2%	2.71	816.0	2.2%	-4.2%
H27	301,071	0.0%	2.71	815.9	0.0%	-4.2%
H28	235,074	-21.9%	2.71	637.1	-21.9%	-25.2%
H29	182,018	-22.6%	2.71	493.3	-22.6%	-42.1%
H30	185,400	1.9%	2.71	502.4	1.9%	-41.0%
R1	174,948	-5.6%	2.71	474.1	-5.6%	-44.3%
R2	178,418	2.0%	2.71	483.5	2.0%	-43.2%
R3	177,938	-0.3%	2.71	482.2	-0.3%	-43.4%
R4	175,809	-1.2%	2.71	476.4	-1.2%	-44.1%

【A重油】使用量及び二酸化炭素排出量



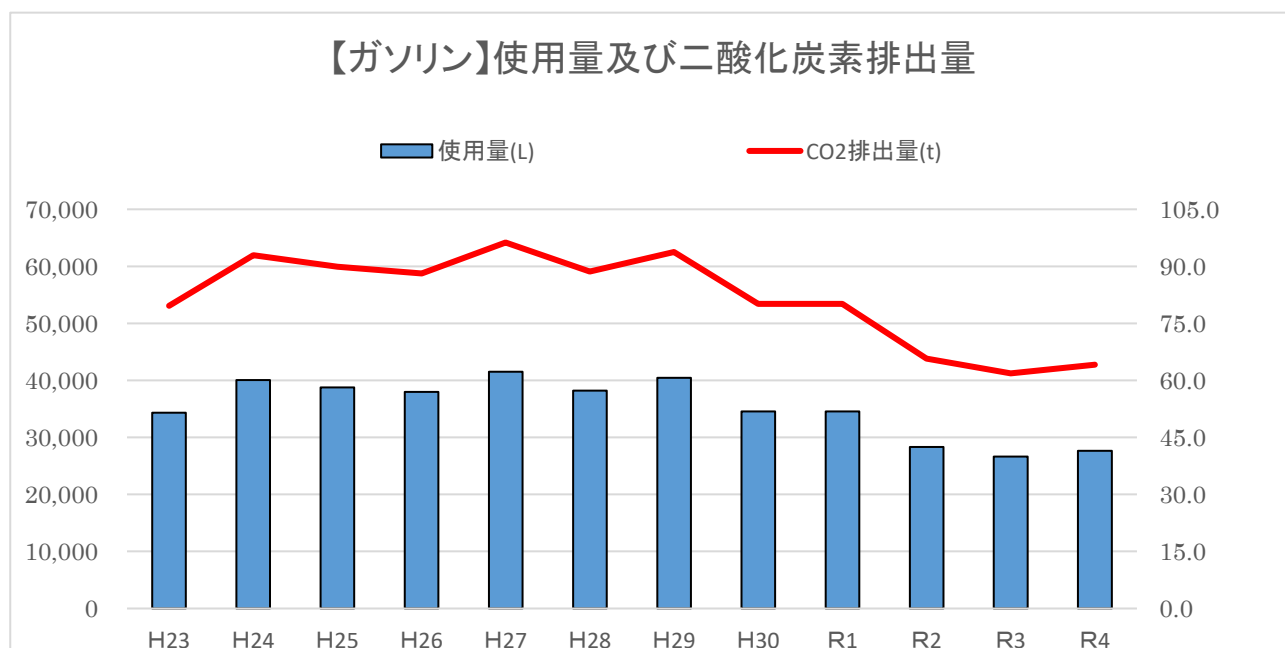
まとめ

A重油については、175,809 L使用し、使用量が前年度比では1.2%減少しました。要因としては、ボイラー等の暖房機器を使用する際に省エネ活動の推進を行ったため、使用量の削減が図られたと推測されます。

(4) ガソリン

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	38,544	-	2.32	89.4	-	基準年度
H23	34,330	-10.9%	2.32	79.6	-10.9%	-10.9%
H24	40,037	16.6%	2.32	92.9	16.6%	3.9%
H25	38,739	-3.2%	2.32	89.9	-3.2%	0.5%
H26	37,970	-2.0%	2.32	88.1	-2.0%	-1.5%
H27	41,493	9.3%	2.32	96.3	9.3%	7.7%
H28	38,189	-8.0%	2.32	88.6	-8.0%	-0.9%
H29	40,421	5.8%	2.32	93.8	5.8%	4.9%
H30	34,536	-14.6%	2.32	80.1	-14.6%	-10.4%
R1	34,544	0.0%	2.32	80.1	0.0%	-10.4%
R2	28,342	-18.0%	2.32	65.8	-18.0%	-26.5%
R3	26,655	-6.0%	2.32	61.8	-6.0%	-30.8%
R4	27,643	3.7%	2.32	64.1	3.7%	-28.3%

【ガソリン】使用量及び二酸化炭素排出量



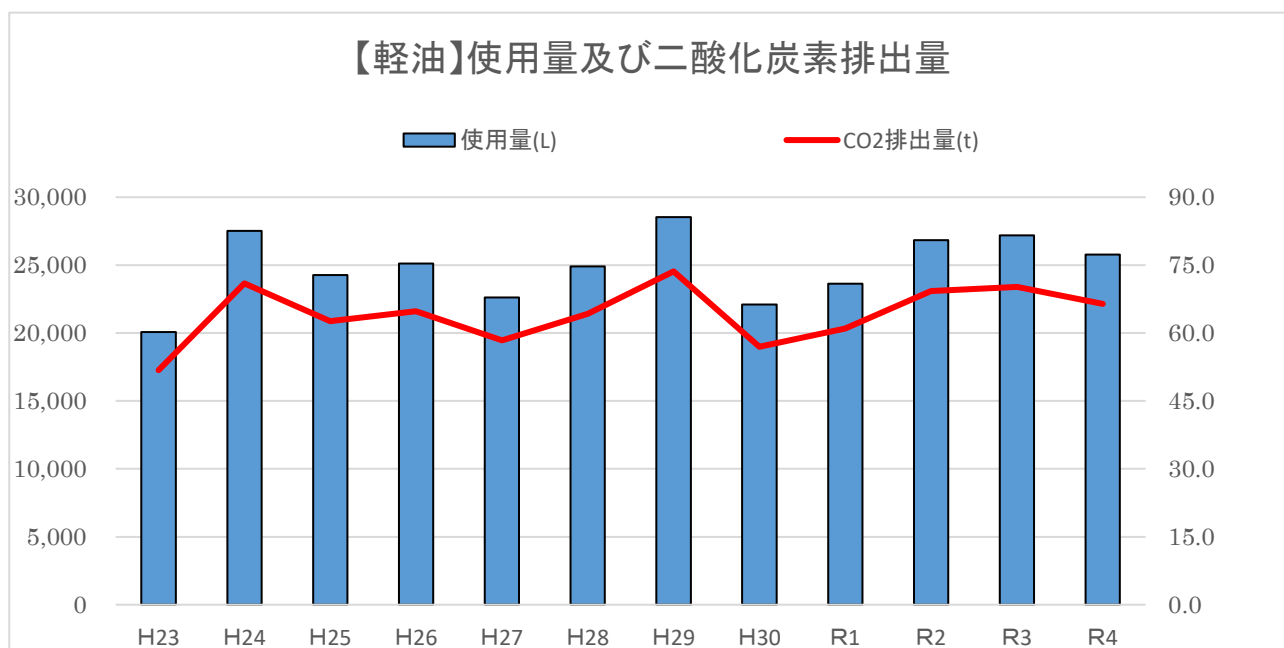
まとめ

ガソリンについては、27,643 L使用し、前年度比では3.7%増加しました。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、普段の業務が戻ったことにより、ガソリンの使用量が増加したものと推測されます。

(5) 軽油

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	21,774	-	2.58	56.2	-	基準年度
H23	20,079	-7.8%	2.58	51.8	-7.8%	-7.8%
H24	27,517	37.0%	2.58	71.0	37.0%	26.4%
H25	24,279	-11.8%	2.58	62.6	-11.8%	11.5%
H26	25,118	3.5%	2.58	64.8	3.5%	15.4%
H27	22,624	-9.9%	2.58	58.4	-9.9%	3.9%
H28	24,900	10.1%	2.58	64.2	10.1%	14.4%
H29	28,533	14.6%	2.58	73.6	14.6%	31.0%
H30	22,091	-22.6%	2.58	57.0	-22.6%	1.5%
R1	23,643	7.0%	2.58	61.0	7.0%	8.6%
R2	26,845	13.5%	2.58	69.3	13.5%	23.3%
R3	27,196	1.3%	2.58	70.2	1.3%	24.9%
R4	25,767	-5.3%	2.58	66.5	-5.3%	18.3%



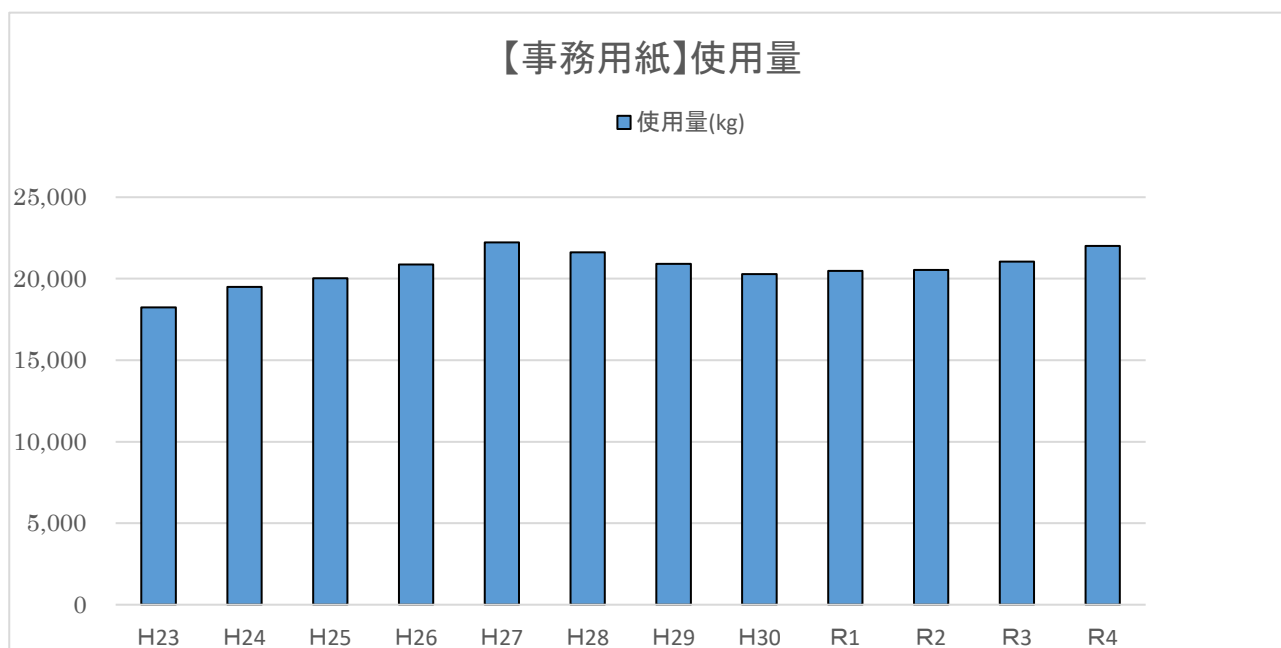
まとめ

軽油については、25,767 L使用し、前年度比では5.3%減少しました。

要因としては、前年度と比較して除雪の回数が減少したことにより、使用量の減少につながったと推測されます。

(6) 事務用紙

年度	使用量 (kg)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/ t)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	19,282	-				
H23	18,246	-5.4%				
H24	19,492	6.8%				
H25	20,023	2.7%				
H26	20,868	4.2%				
H27	22,231	6.5%				
H28	21,612	-2.8%				
H29	20,918	-3.2%				
H30	20,274	-3.1%				
R1	20,475	1.0%				
R2	20,545	0.3%				
R3	21,046	2.4%				
R4	22,008	4.6%				



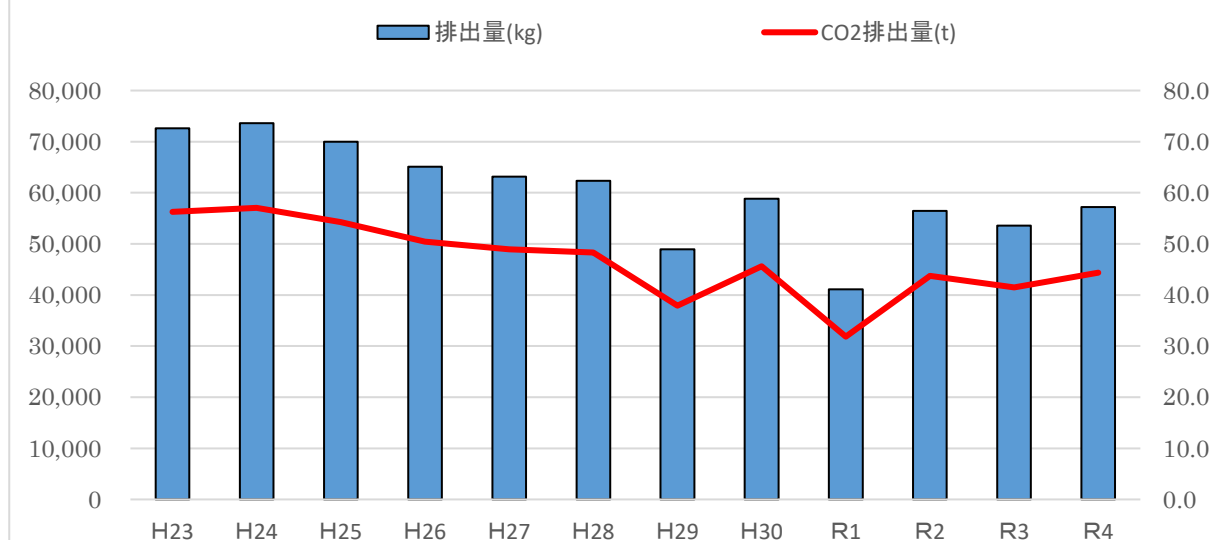
まとめ

事務用紙については、22,008kg使用し、前年度比では4.6%増加しました。
 要因については、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、普段の業務が戻ったことにより、事務用紙の使用量が増加したものと推測されます。

(7) 廃棄物

年度	排出量 (kg)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/t)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	71,741	-	775	55.6	-	基準年度
H23	72,626	1.2%	775	56.3	1.2%	1.2%
H24	73,609	1.4%	775	57.0	1.4%	2.6%
H25	69,981	-4.9%	775	54.2	-4.9%	-2.5%
H26	65,067	-7.0%	775	50.4	-7.0%	-9.3%
H27	63,173	-2.9%	775	49.0	-2.9%	-11.9%
H28	62,319	-1.4%	775	48.3	-1.4%	-13.1%
H29	48,927	-21.5%	775	37.9	-21.5%	-31.8%
H30	58,822	20.2%	775	45.6	20.2%	-18.0%
R1	41,094	-30.1%	775	31.8	-30.1%	-42.7%
R2	56,441	37.3%	775	43.7	37.3%	-21.3%
R3	53,559	-5.1%	775	41.5	-5.1%	-25.3%
R4	57,211	6.8%	775	44.3	6.8%	-20.3%

【廃棄物】排出量及び二酸化炭素排出量

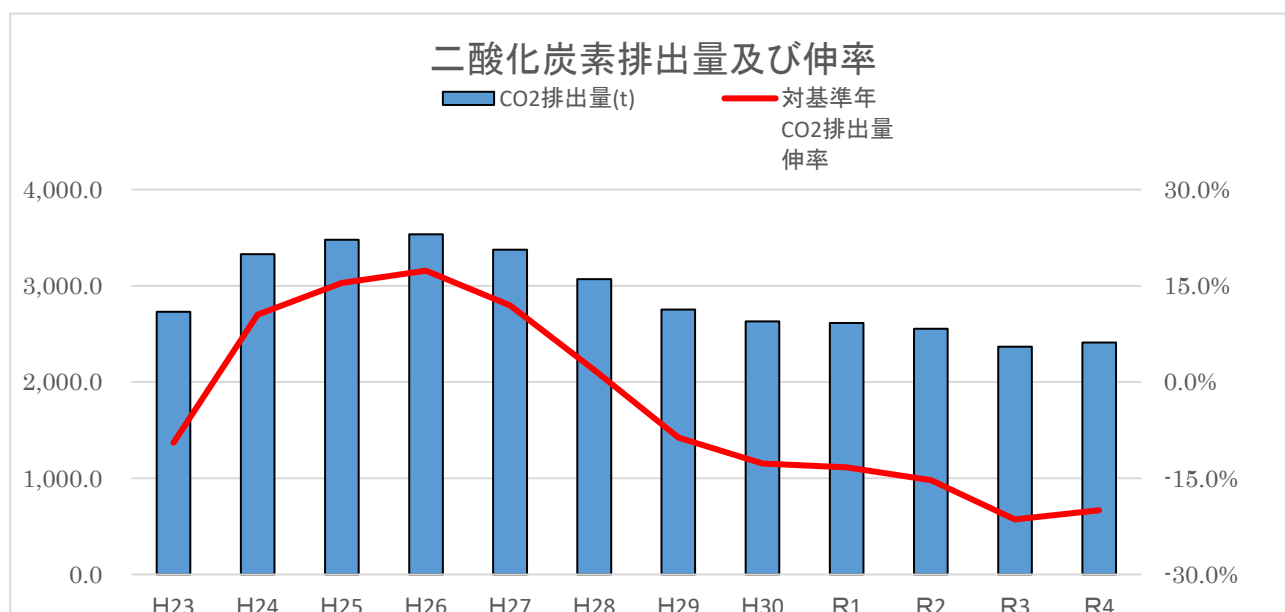


まとめ

廃棄物については、57,211kg排出され、前年度比では6.8%増加しました。
 要因については、新型コロナウイルス及びインフルエンザによる学級閉鎖の影響で給食を廃棄したこと等によるものと推測されます。

(8) 合計

年度	使用量	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22				3,013.4	-	基準年度
H23				2,728.5	-9.5%	-9.5%
H24				3,329.4	22.0%	10.5%
H25				3,479.0	4.5%	15.5%
H26				3,536.2	1.6%	17.4%
H27				3,373.4	-4.6%	11.9%
H28				3,069.7	-9.0%	1.9%
H29				2,753.0	-10.3%	-8.6%
H30				2,631.1	-4.4%	-12.7%
R1				2,612.2	-0.7%	-13.3%
R2				2,552.1	-2.3%	-15.3%
R3				2,368.1	-7.2%	-21.4%
R4				2,411.4	1.8%	-20.0%



まとめ

二酸化炭素排出量については、2,411.4t排出され、前年度比では1.8%増加しました。使用量については、「電気」、「灯油」、「A重油」及び「軽油」で減少し、「ガソリン」、「事務用紙」及び「廃棄物」で増加しました。

なお、「電気」については、使用量は減少していますが、二酸化炭素排出量を計算するための排出係数が上がったため、電気の二酸化炭素排出量が増加しました。

たきざわエコオフィス計画（平成30年6月）では、平成25年度実績を基に令和4年度までに二酸化炭素排出量を6%削減する目標を掲げており、平成25年度と比較し、30.7%削減されていることから、目標を達成することができました。

(3) 評価と今後の取組

たきざわエコオフィス計画（平成30年6月）では、平成25年度実績を基に令和4年度までに二酸化炭素排出量を6%削減する目標を掲げており、平成25年度と比較し、30.7%削減されていることから、目標を達成することができました。

CO₂排出量が平成28年・29年度に大きく減少した要因は、滝沢相の沢温泉入浴施設「お山の湯」の閉館等が関係しています。

また、用務や出張の際に、公用車ではなく公共交通機関（バス）の利用を推奨する取組も実施しており、CO₂排出量の抑制に努めています。

今後は、「たきざわエコオフィス計画」（令和5年度～8年度）で掲げた目標、すなわち令和8年度において、二酸化炭素排出量を令和3年度実績に対して14.6%削減が達成できるように、省エネ設備等の導入の検討及び省エネ行動の徹底を行っていきます。

第5節 誰もが安全で健康に暮らせるまち

5-1 大気汚染の防止



5-1-1 大気汚染に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

健康に生き続け、清んだ空気を次の世代に残す環境づくりを推進するため、大気汚染の測定状況等について情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、大気汚染防止法に基づいて大気汚染状況の常時監視及び大気中の自動車排出ガス濃度の測定を県内に配置した測定局において24時間体制で実施しています。

令和3年度は、11市1町の15測定局に設置した自動測定機により調査を実施しており、市内では、測定局が菓子地内にあります。

【測定結果】

ア 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

全ての測定局で環境基準を達成しました（19年連続）。

イ 光化学オキシダント（Ox）

測定している全5測定局において、わずかながら環境基準を超過する時間帯があったが、その時間は非常に少なく、健康被害が生じるような状況はありませんでした。

ウ 微小粒子状物質（PM2.5）

測定している全10測定局で環境基準を達成しました（6年連続）。

県内の大気汚染状況は、県ホームページ「いわての大気環境」から1時間ごとの最新の測定結果が確認できます。また、PM2.5の注意喚起及び光化学オキシダントの注意報発令等は、いわてモバイルメールへ登録により受信することができます。

（3）評価及び今後の取組

県では、令和3年度における大気汚染状況の調査結果について、過去10年間において横ばい又は低下傾向であり、概ね良好に維持されていると評価しています。また、今後も継続して測定を実施していくこととしています。

【参考】県ホームページ「大気に関すること」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/taiki/1018362.html>

5-2 騒音、振動、悪臭の防止



5-2-1 騒音測定の実施

1 一般道（環境課）

（1）事業内容、指標等

市内の主要な道路に面する地域において、自動車騒音の実態を現地調査により把握するため、一般道路騒音等調査を実施します。この場合において「騒音に係る環境基準」及び「自動車騒音の限度（要請基準）」を目標数値とします。

【調査地点】

No	所在地	用途地域	対象道路
1	篠木黒畑地区	第2種住居地域	一般国道46号
2	篠木樋の口地区	無指定	主要地方道盛岡環状線
3	鶉飼諸葛川地区	第1種住居地域	一般県道盛岡滝沢線
4	巣子地区	準工業地域	一般国道4号
5	野沢地区	第1種住居地域	主要地方道盛岡環状線
6	葉の木沢山地区	第1種住居地域	市道巣子野沢線
7	穴口地区	第1種住居地域	市道第三土沢線
8	一本木地区	無指定	一般国道282号

（2）実施状況

市内の主要な道路に面する地域のうち4か所（No. 2、No. 4、No. 6及びNo. 8）で調査を実施しました。

【騒音レベルと環境基準及び要請基準との比較】

（単位：dB）

No	所在地及び対象道路	時間帯	環境基準	要請基準	R2		R3		R4	
1	篠木黒畑地区 （一般国道46号）	昼間	70	75			72	△		
		夜間	65	70			64	○		
2	篠木樋の口地区 （主要地方道盛岡環状線）	昼間	70	75	65	○			64	○
		夜間	65	70	59	○			57	○
3	鶉飼諸葛川地区 （一般県道盛岡滝沢線）	昼間	70	75			68	○		
		夜間	65	70			60	○		
4	巣子地区 （一般国道4号）	昼間	70	75	64	○			68	○
		夜間	65	70	59	○			62	○

5	野沢地区 (主要地方道盛岡環状線)	昼間	70	75			66	○		
		夜間	65	70			58	○		
6	葉の木沢山地区 (市道菓子野沢線)	昼間	60	70	62	△			63	△
		夜間	55	65	56	△			56	△
7	穴口地区 (市道第三土沢線)	昼間	65	75			68	△		
		夜間	60	70			60	○		
8	一本木地区 (一般国道282号)	昼間	70	75	72	△			73	△
		夜間	65	70	67	△			67	△

備考1 ○ ⇒ 環境基準達成

△ ⇒ 環境基準非達成かつ要請基準達成

× ⇒ 環境基準・要請基準非達成

2 基準時間帯 昼間(6:00~22:00)、夜間(22:00~翌6:00)

実測時間 観測時間中10分間の測定を6回行う。

(3) 評価及び今後の取組

測定を行った全4地点のうち昼間及び夜間の2時間帯の評価でいずれも環境基準を達成した地点は、No.2及びNo.4の2地点でした。また、No.6及びNo.8の昼間及び夜間は環境基準が非達成でした。なお、要請基準が非達成だった地点はありませんでした。

今回調査した場所は、令和2年度の調査でもNo.2、No.4は環境基準及び要請基準を達成していましたが、No.6、No.8は要請基準を達成できておらず前回同様の結果となりました。

今後も自動車騒音の実態を現地調査により把握するため、継続的に一般道路騒音等調査を実施していきます。

～ メモ ～

●音の大きさ及び影響の目安(dB)

- (1) 60dB 静かな乗用車の中及び普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- (2) 70dB 騒々しい事務所及び電話のベルの音で、計算力が低下します。
- (3) 80dB 地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- (4) 90dB 騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

●環境基準とは

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる騒音レベルのことです。

●要請基準とは

騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法規定による措置を執るべきことを要請することができる騒音レベルのことです。

2 高速道（環境課）

（1）事業内容、指標等

市内の高速道路沿道付近における自動車騒音の実態を把握するため、高速道路騒音等調査（騒音調査、道路条件等のデータ収集）を実施します。この場合において「騒音に係る環境基準」を目標数値とします。

（2）実施状況

市内の高速道路近傍に存在する民家の2か所で調査を実施しました。

【騒音レベルと環境基準との比較】

（単位：dB）

No	所在地	時間帯	環境基準	R3		R4	
1	滝沢市中村	昼間	70 以下				
		夜間	65 以下				
2	滝沢市湯舟沢	昼間	70 以下	60	○		
		夜間	65 以下	56	○		
3	滝沢市柳沢	昼間	70 以下	51	○	52	○
		夜間	65 以下	42	○	47	○
4	滝沢市後	昼間	70 以下			62	○
		夜間	65 以下			60	○

備考1 ○ ⇒ 環境基準達成

× ⇒ 環境基準非達成

2 基準時間帯 昼間（6：00～22：00）、夜間（22：00～翌6：00）

調査期間 連続7日間行う。

（3）評価及び今後の取組

測定を行った全地点において昼間及び夜間とも環境基準を達成しました。

今後も市内の高速道路沿道付近における自動車騒音の実態を把握するため、継続的に高速道路騒音等調査を実施していきます。

3 新幹線（環境課）

休止事業 平成27年度環境年次報告（P. 46）参照

5-3 水質汚濁の防止

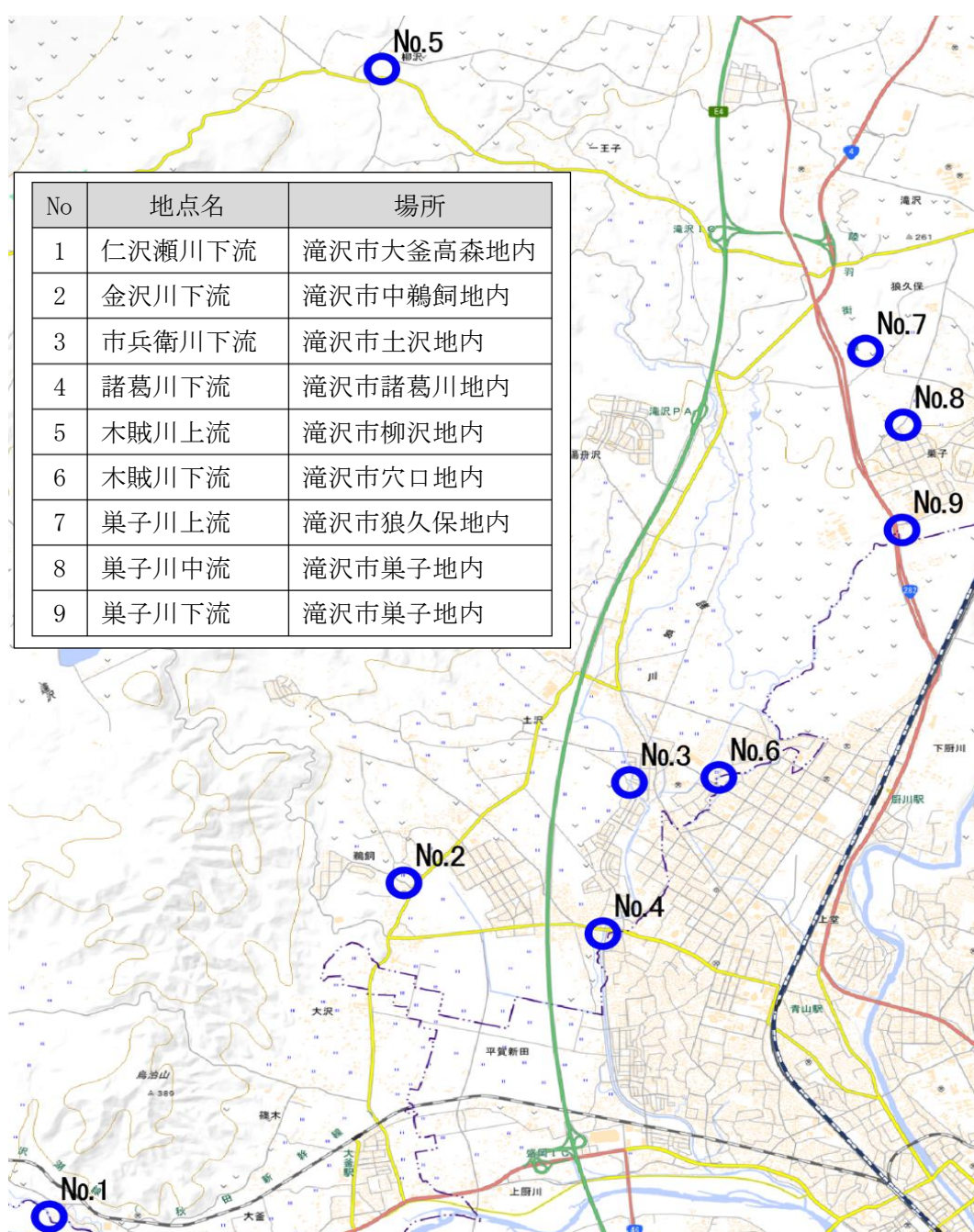


5-3-1 河川の水質調査の実施（環境課）

（1）事業内容、指標等

市内を流れる河川において水質調査を行い、水環境の実態を把握するため、河川水質調査を実施します。この場合において、河川の水質は、水浴びのできるきれいな水の保全及び水質汚濁の防止に努めるため、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」におけるA類型（水道2級、水産1級及び水浴）の環境基準を目標数値とします。

【河川の調査地点】



(2) 実施状況

市内を流れる6河川の9か所でそれぞれの河川水を採取し、水質分析を行いました。

～ メモ ～

●水質分析項目 その1

- (1) pH／水素イオン濃度 0～14の段階で、7で中性、7より小さいと酸性、7より大きいとアルカリ性です。
- (2) BOD／生物化学的酸素要求量 水中有機物等の量を酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質が悪いといえます。
- (3) SS（浮遊物質）／水中に浮遊する径2mm以下の不溶解性物質。この値が大きい水は透視度が下がり、光合成や生態系に大きな影響を与えることとなります。
- (4) DO（溶存酸素量）／採水された水の酸素溶存濃度。数値が低いほど水質が悪いといえます。
- (5) 大腸菌数／ふん便汚染をよりの確に捉えるために、これまで用いられてきた大腸菌群数から見直された、新たな衛生微生物指標となるものです。

【分析項目及び数量】

分析項目		地点数	回数	調査時期	検体数
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度（pH）	9	2	夏季 1 冬季 1	18
	生物化学的酸素要求量（BOD）	9	2	夏季 1 冬季 1	18
	浮遊物質（SS）	9	2	夏季 1 冬季 1	18
	溶存酸素量（DO）	9	2	夏季 1 冬季 1	18
	大腸菌数※	9	2	夏季 1 冬季 1	18

※環境基本法第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準が、令和4年4月1日から変更となったことから、「大腸菌群数」は「大腸菌数」に変更になり、併せて単位も変更になりました。

【夏期水質分析結果】採取日：令和4年8月24日

調査地点 分析項目	1 仁沢瀬川下流	2 金沢川下流	3 市兵衛川下流	4 諸葛川下流	5 木賊川上流	6 木賊川下流	7 巢子川上流	8 巢子川中流	9 巢子川下流	環境基準 A類型
pH (-)	7.3	7.2	7.2	7.3	7.4	7.3	7.4	7.3	7.4	6.5~8.5
BOD (mg/L)	1.0	0.5	0.8	0.5	0.6	0.8	0.6	0.8	0.7	2以下
SS (mg/L)	5	4	5	5	3	8	<1	1	2	25以下
DO (mg/L)	9.8	9.8	8.9	9.5	8.3	9.0	9.4	9.2	9.2	7.5以上
大腸菌数 (CFU/100mL)	94	94	150	130	1300	130	140	94	65	300以下

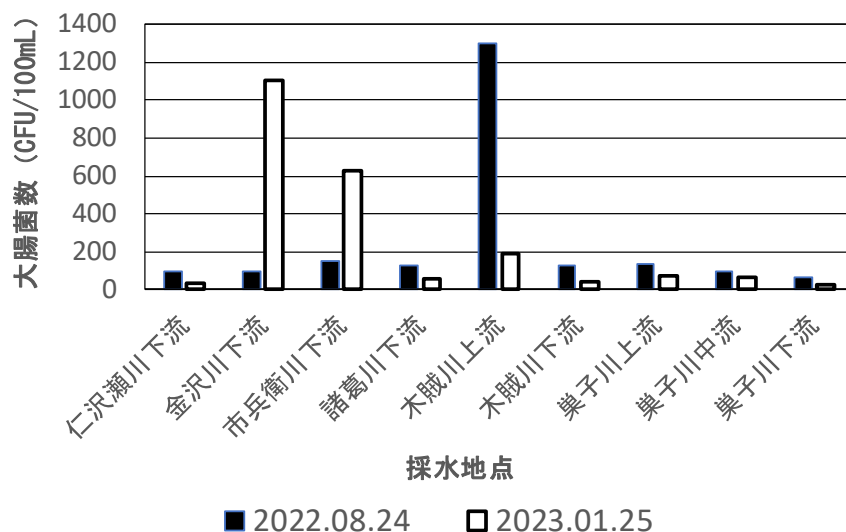
【冬期水質分析結果】採取日：令和5年1月25日

調査地点 分析項目	1 仁沢瀬川下流	2 金沢川下流	3 市兵衛川下流	4 諸葛川下流	5 木賊川上流	6 木賊川下流	7 巢子川上流	8 巢子川中流	9 巢子川下流	環境基準 A類型
pH (-)	7.8	7.6	7.5	7.8	7.6	7.7	7.7	7.7	7.8	6.5~8.5
BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	0.9	0.5	<0.5	0.6	0.8	<0.5	<0.5	2以下
SS (mg/L)	5	1	4	1	8	15	3	1	<1	25以下
DO (mg/L)	12	12	12	13	12	12	13	13	12	7.5以上
大腸菌数 (CFU/100mL)	34	1100	630	55	190	40	71	68	26	300以下

備考1 網掛けは、河川A類型に係る環境基準非達成を示す。

備考2 「<」は、未満を示す。

●大腸菌数の季節変化を、地点ごとにグラフにすると次のようになります。



(3) 評価及び今後の取組

大腸菌数を除いて、pH、BOD、SS及びDOなどの分析項目については、全地点において夏期及び冬期で目標を達成しました。大腸菌数については、夏期のNo.5、冬期のNo.2及びNo.3で基準値を超過しました。

大腸菌数の値には、生活雑排水、堆肥・家畜糞尿を含む土壌、河川流量などの要因が関係する。現時点では、各採水地点におけるこれらのデータが明らかでないことから、大腸菌数が、夏期のNo.5と、冬期のNo.2及び3で基準値を超過した理由については、関与する要因を指摘するに留まらざるを得ないのが現状です。今後、金沢川上流や市兵衛川上流における大腸菌数の実態を知ること必要と考えられます。

今後も、河川の水環境を把握するため、大腸菌数の推移を注視しながら、継続的に河川水質調査を実施するとともに、川遊びの後の手洗いを奨励していきます。

～ メモ ～

●生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	水道1級 自然環境保 全
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	水道2級 水産1級 水浴
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1000CFU/ 100mL 以下	水道3級 水産2級
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級 工業用水1 級
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水2 級 農業用水
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2 mg/L 以上	—	工業用水3 級 環境保全

5-3-2 公共下水道・浄化槽の整備促進（下水道課）

（1）事業内容、指標等

公共用水域の水質保全のために、効果的な汚水処理に努めます。

（2）実施状況

昭和58年度から公共下水道の供用を開始しました。また、平成5年度から始まった滝沢南地区での農業集落排水は、平成27年度に公共下水道に統合しました。

（3）評価と今後の取組

平成元年度から浄化槽設置整備事業を開始し普及に努め、これらを合わせると、汚水処理人口普及率は、行政人口、下水道整備区域内人口の減少の影響もあり、前年より0.6ポイント減少し89.2%となっています。

市の汚水処理実施計画における汚水処理人口普及率の目標値は、令和4年度に86%としており、既に目標値を達成していますが、今後も引き続き効率的な整備を計画し実施していきます。

また、下水道が整備された地域において下水道への接続を促し、水洗化率を100%に近づけるよう努めます。

【汚水処理人口普及率・水洗化率】

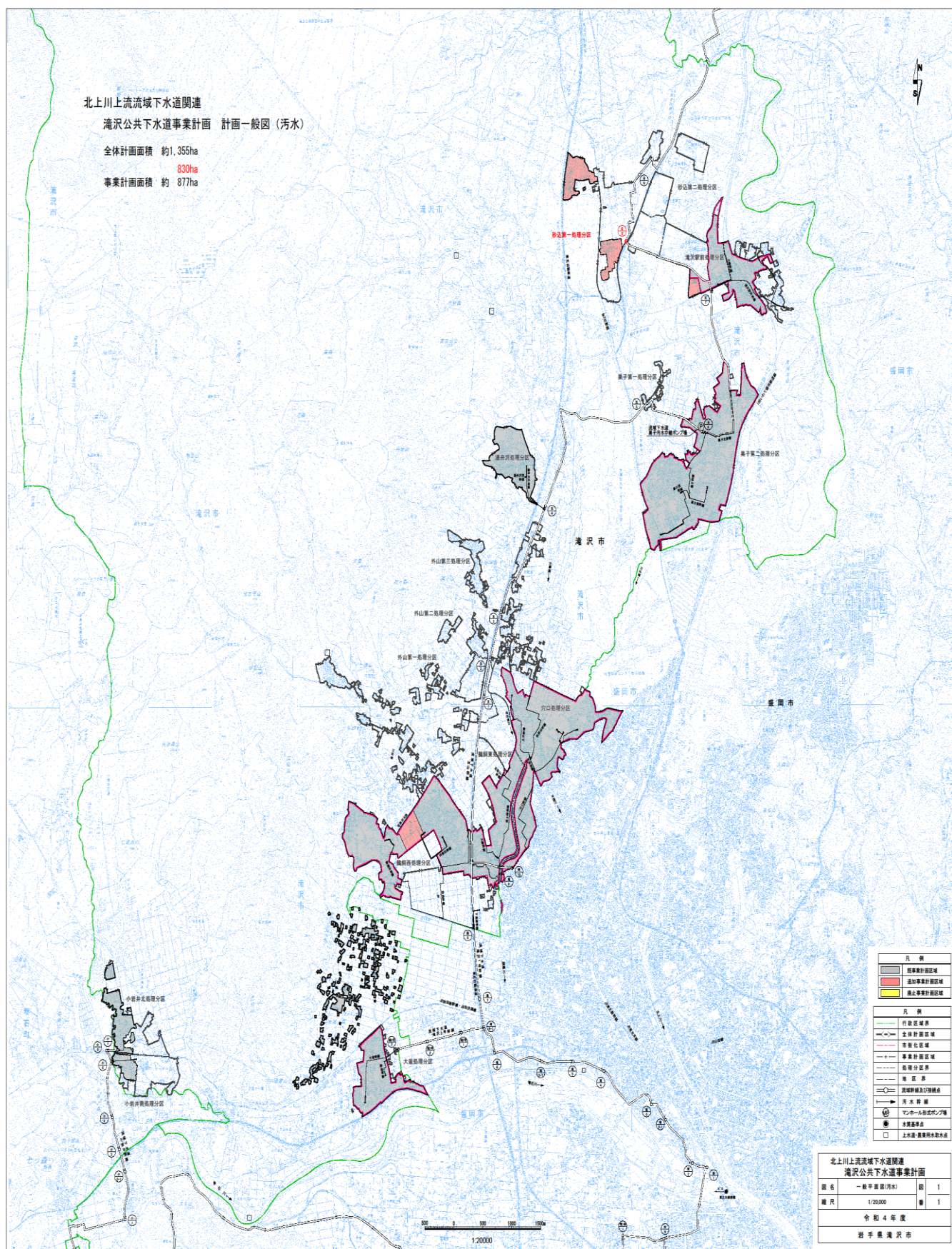
		H30	R1	R2	R3	R4
年度末人口（行政人口）（a）		55,133人	55,325人	55,506人	55,400人	54,961人
下水道整備区域内人口（b）		37,569人	38,423人	39,111人	39,892人	38,963人
水洗化人口（c）		35,795人	36,508人	37,333人	38,732人	37,721人
浄化槽処理人口（d）		9,547人	9,589人	9,658人	9,843人	10,072人
下水道	汚水処理人口普及率（b/a）	68.1%	69.4%	70.5%	72.0%	70.9%
	水洗化人口割合（c/a）	64.9%	66.0%	67.3%	69.9%	68.6%
浄化槽	汚水処理人口普及率（d/a）	17.3%	17.3%	17.4%	17.8%	18.3%
計	汚水処理人口普及率 （（b+d）/a）	85.4%	86.8%	87.9%	89.8%	89.2%

※汚水処理人口普及率：下水道・農業集落排水の整備区域内の人口の割合

※水洗化人口割合：下水道・農業集落排水・浄化槽等で汚水処理している世帯の人口の割合

※農集排は平成27年度に下水道に統合

【滝沢公共下水道事業計画一般平面図】



5-4 土壌汚染の防止



5-4-1 土壌汚染に関する情報収集と公開（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容、指標等

安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりのため、清掃センター周辺における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施しました。

（2）実施状況

清掃センター周辺10か所について1年に5か所ずつ、土壌のダイオキシン類濃度調査を行いました。

【清掃センター周辺の土壌のダイオキシン類濃度調査結果】

（単位：pg-TEQ/g）

No	場所	R1	R2	R3	R4
1	最終処分場付近	5.0	—	7.4	—
2	柳沢小中学校付近	3.8	—	4.3	—
3	柳沢上郷集落センター付近	—	2.4	—	2.7
4	農道上郷2号沿い	2.3	—	3.1	—
5	柳沢低区浄水場付近1	—	2.1	—	1.7
6	柳沢低区浄水場付近2	—	9.1	—	7.3
7	柳沢低区浄水場付近3	5.3	—	8.2	—
8	旧柳沢児童館付近	—	3.8	—	6.3
9	柳沢保育園付近	12	—	12.0	—
10	市道柳沢上郷1号線沿い	—	2.3	—	2.2
環境基準値		1,000			

（3）評価と今後の取組

清掃センター周辺の土壌のダイオキシン類濃度調査結果については、環境基準を大幅に下回っています。今後も引き続き、監視を行います。

5-5 有害化学物質による汚染の未然防止



5-5-1 有害化学物質に関する情報収集と公開（環境課）

休止事業

県ホームページで測定結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「アスベストに関する情報」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/taiki/1005884.html>

5-6 酸性雨対策



5-6-1 酸性雨に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

酸性雨の原因、酸性雨がもたらす影響などについて把握するため、酸性雨の調査結果等について情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、昭和59年度から酸性雨の継続調査を実施しています。県では、令和3年度酸性雨調査結果について、次のとおり公表しています。

ア 調査地点

県内1地点（平成25年度から盛岡市の1地点で調査）

イ 調査方法

1週間ごとに降水を採取し、pH及びイオン成分の測定を行った。

ウ 調査結果

（ア）令和3年度の盛岡市におけるpHの平均値は5.38であり、過去10年間の変動範囲（4.75～5.26）よりも中性寄りであった。

（イ）環境省の「令和3年度酸性雨調査結果」における国内19地点の5年間（平成28～令和2年度）の平均値4.89（最少4.86～最大4.96）よりも中性寄りであった。

（3）評価及び今後の取組

県では、令和3年度酸性雨調査結果に係る今後の取組について、次のとおり公表しています。

これまでのところ、県では、酸性雨による植生被害等の影響は確認されていませんが、酸性雨による影響は長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力が低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、県では、引き続き調査を行い、状況の把握に努めることとしています。

また、県ホームページで調査結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「大気に関すること」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/taiki/1018362.html>

【参考】環境省ホームページ「酸性雨対策」

<https://www.env.go.jp/air//acidrain/acidrain.html>

【参考】気象庁ホームページ「酸性雨の知識」

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/env/acid/>

～ メモ ～

●酸性雨とは

酸性雨の原因は、化石燃料の燃焼（人為起源）、火山活動（自然起源）などにより放出される二酸化硫黄（ SO_2 ）及び窒素酸化物（ NO_x ）です。これらのガスは、大気中で光化学反応などの化学変化を起こし、硫酸及び硝酸となって降水に溶け込み、酸性雨となります。

物質の酸性及びアルカリ性の度合の指標として、一般に水素イオン濃度指数（ pH ）が用いられており、降水に大気中の二酸化炭素が十分に溶け込んだ場合の pH が5.6であるため、 pH 5.6が酸性雨の1つの目安となります。

pH は、酸性度を表し、値の範囲が0～14です。7が中性で、7より値が低いほど酸性、7より値が高いほどアルカリ性を示します。

●酸性雪調査

滝沢市では、酸性雨調査は実施していませんが酸性雪調査を実施しています。

令和4年度測定結果 (単位： pH)

第1期	第2期	第3期	第4期
5.4	6.7	5.4	5.9

5-7 原発事故に関する放射線量測定



5-7-1 放射線量測定に関する情報収集（環境課）

（１）事業内容、指標等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策について、市では、平成29年度まで放射線量の測定を実施していましたが、全地点等において放射性物質汚染基準を下回っている又は不検出であったことから、平成30年度からは測定は実施せず、県等からの情報収集を行い、周知に努めています。

【参考】県ホームページ「放射線影響対策に関する取組状況」

<https://www.pref.iwate.jp/houshasen/1002122.html>

（２）実施状況

県が公表した「岩手県放射線影響対策報告書」によると、令和3年度における滝沢市の放射線量測定結果は年平均 $0.036 \mu\text{Sv/h}$ となっており、大気中の放射線量に異常な数値は検出されておられません。

備考 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づいて、通常的生活環境における放射性物質汚染の基準は、「放射線量 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （ 1mSv/年 相当）」とされました。

（３）評価及び今後の取組

令和3年度中におけるモニタリングポストによる放射線量測定結果によると、測定を行った全期間において放射線物質汚染の基準（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （ 1mSv/年 相当））を下回り、平成30年度の測定数値と比較しても大きな変動は見られませんでした。今後も引き続き県等から情報収集を行い、放射線量の変動がないか把握に努めていきます。

5-8 その他の公害の未然防止



5-8-1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

携帯電話電波塔・電力鉄塔の新設等について施工主又は施工業者から相談があった際には、周辺住民の理解を得ずに工事を進めるとトラブルになる場合があるため、概要や安全性などについて地元自治会と事前協議を行い、必要に応じて周辺地域対象の住民説明会を開催するよう指導するとともに、当該事前協議結果の報告を求めます。また、電磁波及び低周波に関する情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

令和4年度は、携帯電話電波塔・電力鉄塔等の新設等に係る地元自治会との事前協議結果の報告が4件ありました。全ての地元自治会と事前協議を行い、内諾を得た上で工事が実施されたほか、周辺地域対象の住民説明会の開催については、当該事前協議の結果、周辺地域に健康被害を及ぼすおそれが考え難いなどの理由から不要とされました。

なお、電磁波（低周波）に関する相談、苦情等はありませんでした。

（3）評価及び今後の取組

今後も電磁波及び低周波に関する情報収集及び公開に努め、携帯電話電波塔・電力鉄塔の新設等の施工主又は施工業者に対し、地元自治会の理解を得ながら工事を進めるよう継続的に指導していきます。

5-8-2 滝沢市ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視（環境課）

（1）事業内容、指標等

昭和63年に日本アイソトープ協会が滝沢市で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会（以下この項において「委員会」という。）を設置して検討評価を行っています。委員会では、毎年度、環境放射能測定基本計画を策定し測定を実施しています。

（2）実施状況

令和4年度は、次の測定項目について測定を行いました。

ア ラジオメディカルセンターから出される排気、排水に含まれる放射能濃度

イ 大気中に含まれる環境放射能の測定（ラジオメディカルセンター入り口付近の空間線量率とラジオメディカルセンター周辺9地点、鶴飼地区1地点の空間積算線量）

ウ 環境試料別の放射能濃度測定（ラジオメディカルセンター周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の7種類、合計23検体）

(3) 評価と今後の取組

昨年度の測定結果について、委員会で検討・評価を行ったところ、測定を開始した昭和63年以降の結果と同様に、自然環境への影響はなかったとの結論に達しています。

今後も、委員会において策定された環境放射能測定基本計画に基づき、測定を実施し検討評価を行っていきます。

【参考】公益社団法人日本アイソトープ協会ホームページ

<https://www.jrias.or.jp>

5-8-3 PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開（環境課）

(1) 事業内容、指標等

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、又は廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかについて、PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）に基づいて把握します。

この届出制度は、有害性のある化学物質について、大気、水、土壌などの環境中に排出した量又は廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量を事業者自らが把握し、及び報告する制度で、事業者に化学物質の自主的な管理を促すとともに、環境保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

(2) 実施状況

市独自のPRTR制度事務はありませんが、県では、PRTR法に基づいてPRTR制度事務を継続的に行っています。

ア 届出対象物質（第一種指定化学物質）

462物質（うち特定第一種指定化学物質 15物質）

イ 対象業務

製造業など24業種

(3) 評価及び今後の取組

県では、引き続き届出対象物質の把握に努めるとともに、この届出対象物質の排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減し、又は改善するよう指導及び助言を行うこととしています。

また、県ホームページで届出制度等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「PRTRインフォメーション」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/1005911.html>

～ メモ ～

●PRTR法とは

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことであります。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、又は廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みなどが規定されています。

5-8-4 清掃センター関連施設調査

1 焼却施設及び最終処分場水質等調査（滝沢・雫石環境組合）

ごみ焼却施設等の運営に当たり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。

(1) 事業内容、指標等

①焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定とばい煙測定を実施します。

②最終処分場水質調査

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

(2) 実施状況

①焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定を年1回、ばい煙測定を年2回実施しました。

【排ガス中のダイオキシン類測定結果】

		R3		R4	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
排ガス (ng-TEQ/m ³)	測定値	0.00055	0.0019	0.00092	0.0021
	法基準値	1			
	公害防止協定値	0.1			
飛灰 (ng-TEQ/g-dry)	測定値	4.1	4.8	0.064	0.1
	法基準値	3 (当施設は基準の適用対象外)			
	公害防止協定値	協定には含まれていません			

※飛灰の測定値について、R3の試料採取時のタイミングが溶融炉の非定常作業時に重なり、定常作業時のものと異なる生成環境だったため、定常作業時に採取したR4と比較して、値が大きくなっています。

【ばい煙測定結果（令和4年度実施分）】

			1号炉		2号炉		
			1回目	2回目	1回目	2回目	
ばいじん(ガス濃度) (g/m ³ N)			測定値	0.003	0.002	0.001	0.003
			法基準値	0.08			
			公害防止協定値	0.02			
硫黄酸化物	排出量 (m ³ N/h)	測定値	0.0057	<0.0052	0.034	0.0069	
		法基準値	83	75	76	79	
	濃度 (volppm)	測定値	0.38	<0.5	3.3	0.52	
		公害防止協定値	50				
窒素酸化物濃度 (volppm)			測定値	44	52	33	27
			法基準値	250			
			公害防止協定値	100			
塩化水素 (volppm)			測定値	1.2	4	12	6.1
			法基準値	700			
			公害防止協定値	50			



滝沢清掃センター
(ごみちゃんセンター)

住所：滝沢市大石渡 332-2

HP：<http://www.gomichan-center.or.jp>

②最終処分場水質調査

最終処分場内原水の水質について、43項目、年1回の調査を実施しました。

最終処分場からの放流水について7項目年12回、37項目年1回の調査を実施しました。

また、最終処分場からの放流先の上流・下流の水質について、8項目年1回の調査を実施、最終処分場の上流側、下流側の地下水について、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

【清掃センター最終処分場の放流水調査結果（令和4年度実施分）】

	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
基準値	5.8～8.6	60	90	60	3,000	120	16
4月	6.9	<1	10	1.4	<30	5.2	<0.05
5月	7.1	<1	4.1	0.9	<30	2.2	<0.05
6月	7.3	1	6.7	0.8	<30	4.8	<0.05
7月	6.8	1	5.5	0.8	<30	8.4	<0.05
8月	8.4	2	3.2	1.8	<30	4.1	<0.05
9月	7.4	<1	5.3	0.8	<30	5.8	<0.05
10月	7.2	2	3.9	1.4	<30	6.6	<0.05
11月	6.7	<1	15	1.1	<30	7.2	0.06
12月	6.9	<1	4.4	1	<30	3.5	0.08
1月	6.8	1	1.2	0.9	<30	2.9	0.07
2月	6.9	<1	6.9	1.8	<30	3.8	0.06
3月	7.0	<1	3	0.9	<30	6.4	0.06

※pH＝水素イオン濃度、SS＝浮遊物質、COD＝化学的酸素要求量、

BOD＝生物化学的酸素要求量

※「<」は、未満を示す。

※河川等については、環境基本法第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準が令和4年4月1日から変更となったことから、「大腸菌群数」が「大腸菌数」へ変わっていますが、事業場からの放流水は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令によって排水基準等が定められており、こちらは基準の見直しが無いことから、大腸菌群数となっています。

（3）評価と今後の取組

①焼却施設大気調査

調査の結果、排ガス及びばい煙について、測定項目のいずれにおいても法基準値及び公害防止協定値を下回っていることが確認されました。今後も環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

②最終処分場水質調査

調査の結果、放流水について、測定項目のいずれにおいても基準値を下回っていることが確認されました。今後も環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

2 旧最終処分場水質等調査（環境課）

休止事業 平成27年度環境年次報告（P. 66～72）参照

第6節 知り、学び、考え行動する人を育むまち

6-1 環境教育・学習の推進



6-1-1 環境学習の推進

1 総合的な学習の時間（学校教育指導課）

（1）事業内容、指標等

各学校では、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、全ての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

（2）実施状況

「総合的な学習の時間」において、地域の人材等を活用し、環境教育・環境学習の取り組みを全小学校で行っております。

「総合的な学習の時間」のうち、市が予算面で支援した主な活動は次のとおりです。

【「総合的な学習の時間」のうち市が予算面で支援した主な活動】

	学校名	活動内容
1	篠木小学校	田植え踊り学習会、お米づくり探検隊、越前堰探検隊
2	滝沢小学校	米米大作戦、伝統さんさを引き継ごう
3	滝沢第二小学校	伝統芸能学習「滝沢さんさ踊り」、「歌声を合わせ、きれいに響かせよう」講習会、地域を知ろう「滝沢山車祭りから学ぶ地域の願い」
4	鶉飼小学校	りんご博士になろう、米博士になろう、さんさ踊り
5	一本木小学校	市が予算面で支援した活動はなし
6	姥屋敷小学校	姥屋敷さんさ太鼓指導、サツマイモ苗植え、そばの種まき作業
7	柳沢小学校	ドリームマップ授業、そば作り（種まき、刈取り、そばの実はずし）、豆腐作り
8	滝沢東小学校	未来を見つめて（TAGさんの似顔絵教室）、環境問題を考える 緑のサヘル講演会、表現しよう伝統芸能（川前神楽）、東小の誇り（光太鼓）
9	滝沢中央小学校	岩手山について学ぼう、滝沢さんさを受け継ごう、岩手山の自然から学ぼう

(3) 評価と今後の取組

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、全ての学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。行政としては各学校の環境教育充実のために「総合的な学習の時間推進事業」を継続して支援していきます。



篠木小 お米づくり探検隊



鶉飼小 りんご博士になろう

2 出前講座（生涯学習スポーツ課）

(1) 事業内容、指標等

滝沢市役所職員が講師となる「滝沢市ふれあいまちづくり出前講座」で市長部局と教育委員会などが連携強化した全庁体制による生涯学習・スポーツ推進施策に関する学びの支援に取り組みました。

令和4年度の出前講座メニューは49講座あり、そのうち環境学習に関するメニューは6講座で、環境学習の推進に役立てています。環境学習のメニューを継続して用意すること及び環境学習に関する出前講座メニュー利用促進が目標となっています。

(2) 実施状況

令和4年度は、環境学習に関する出前講座を2件実施しました。その講座名は、「ウオンテッド！外来の植物」および「みんなで進めるごみ減量・資源化」です。

【環境学習に関する出前講座の実績】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
出前講座（件）	4	1	1	1	3	1	0	2
受講者数（人）	80	15	25	30	60	21	0	24

【令和4年度における環境学習に関する出前講座メニュー】

講座名	内容	過去の実績
みんなで進めるごみ減量化・資源化	今日からできるごみ減量化・資源化の取組などについて、みんなで考え、学んでみませんか。	R 1 / 3回 R 2 / 1回 R 4 / 1回
美しい景観形成のために	美しい景観形成のための取組について、いっしょに考えてみませんか。	
公共交通のおなはし	鉄道やバスなど市の公共交通について考えましょう。	
下水道の仕組み	台所やお風呂、トイレからの生活排水を処理することや、排水設備工事の仕組みについて説明します。(ご希望により、都南浄化センター施設見学など)	H 2 7 / 1回
浄化槽ってなんだろう？	「浄化槽」を設置するとトイレを水洗化することができます。この「浄化槽」の仕組みや、補助金制度について説明します。	H 2 7 / 1回
ウォンテッド！ 外来の植物	滝沢市に生息する外来の植物にスポットをあて説明します。	H 2 7 / 1回 H 2 8 / 1回 H 2 9 / 1回 R 4 / 1回
メニュー外	清掃センター見学	H 2 7 / 1回

(3) 評価と今後の取組

環境に関する講座は「みんなで進めるごみ減量化・資源化」を含む6講座を準備しています。今後、既存の環境学習講座の周知を図るとともに、関係課と連携しながら市民ニーズに対応したメニュー作成に努めます。



3 課題解決セミナー（生涯学習スポーツ課）

（1）事業内容、指標等

地域課題や教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」の促進を目指した学びの支援に取り組みました。

（2）実施状況

SDG s セミナーを通じた環境学習を行いました。

① たきざわ課題解決セミナー～グローバルなマナビ世界はひとつSDG s

参加者：受講者24人（高校生10人、大学生5人、その他9人）

実施日：令和4年8月2日（火）

場 所：ビッグルーフ滝沢大ホール

要 旨：環境学習交流センター職員が講師を務めました。SDG s に基づく持続可能な社会づくりについて座学やグループワークを通じて学びました。



（3）評価と今後の取組

SDG s に基づく持続可能な社会づくりや地球環境保全などへの理解を深める機会を提供することができました。

今後も、滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわに基づいた課題解決セミナーの充実を通じた地域課題や教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

4 たきざわ環境パートナー会議の活動（環境課）

（1）事業内容、指標等

滝沢市環境基本条例第33条第1項の規定により設置された市民等組織として、市の良好な環境の保全及び創造のため、具体的な環境保全活動の企画、実践、支援及び普及活動のほか、市と協働して環境基本計画及び年次報告書の進行状況の点検、評価等を行います。

（2）実施状況

複数のプロジェクトを継続して行いました。また、環境年次報告書の点検、評価等を市と協働して行いました。

① 会議・広報活動等

総会	令和4年度は、令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画等の審議及び決定を行いました。
進行管理委員会	令和4年度は、第一次滝沢市環境基本計画の検討と、滝沢市環境年次報告書の評価及び検証を行いました。
広報編集委員会	広報たきざわや回覧板等を活用し、たきざわ環境パートナー会議の各プロジェクトのイベント周知等を行いました。
環境企画展での活動報告	令和4年度滝沢市環境企画展では、木賊川遊水地調査プロジェクト、リユース容器の普及活動の紹介や、ワクワクエネルギー教室を実施しました。また、滝沢に生息する20種の動植物の写真に解説文を付けた「たきざわ生き物図鑑」のパネル展示を初めて実施しました。

② 全体事業（木賊川遊水地調査）

自然観察会・各種整備作業を、18回実施しました。その内容は次の通りです。

- ・農地だった場所を保護対象生物の避難地としてビオトープとして手作り整備してきました。
- ・生物移植地を傷つけず観察と作業を続けていくため、木道整備を実施しました。木道整備と並行して、草刈り作業の定期的実施など、管理方法を検討していきます。
- ・キッズ観察会への機会提供など、子供たちが自然にふれあい、学べる機会を提供しました。
- ・水路に仮設橋を設置。ベビーカー・シニアカーでのビオトープへの移動を容易にしました。
- ・在来種、希少種保護の一環として、希少花類の株移植、避難移植、観察、整備を行いました。
- ・オオハンゴンソウ、アレチウリなどの特定外来生物の駆除を実施しました。各所において必要な草刈りを実施し、環境保全に努めました。

また、岩手県立大学との「地域協働研究に係る協定書」に基づく、木賊川遊水地を対象にした地域協働研究を継続して実施しました（令和5年3月；活動・研究成果報告会を開催）。



ビオトープの整備作業



オオハンゴンソウの駆除作業

③ その他各プロジェクト

i. ホタル探検隊プロジェクト

令和4年度のホタルの調査、学習会及び観察会の活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施し、5地区で延べ7回実施し参加人数は延べ193人でした。

大崎地区では、告知定員を例年の半分である50人とし、開催しました。

小諸葛川観察会は地区回覧板で案内し開催しました。

小岩井地区観察会は地域の判断で中止となりました。

木賊川水辺周辺では、十数匹のヘイケボタルの発光飛翔を確認しています。

大沢地区では、数匹のホタルの発光を確認。今年の発生数は少なめでした。



ホタル観察会

～ メモ ～

小諸葛川せせらぎ遊歩道について

小諸葛川せせらぎ遊歩道は、「雨水幹線としての洪水流下能力の確保」および「快適環境資源としての活用」を目的に整備された遊歩道です。

小諸葛川は諸葛川から取水して雫石川に注ぐ農業用水路として掘られたものです。しかし周辺の市街化などで雨水排水の整備が必要となり、新世代下水道支援事業(水環境創造事業)による整備を行いました。

この事業では、雨水を地下の水路で排水し、一部を上部せせらぎ用水に利用して、親しみやすい水辺の整備を行っています。

せせらぎには、木杭や石を使い自然の川岸に近づける工夫をしています。また、岸边には水辺植物や樹木を植栽し、水生生物や小動物が棲みやすい環境づくりに配慮しています。

ii. リユース食器でゴミ減量大作戦！プロジェクト

新型コロナウイルス感染症拡大防止や自粛により、例年のような各種イベントでの飲食が少なく、リユース食器貸出活動は5回でした。

そのような中、新たに「お弁当箱リユースプロジェクトを3月より開始しました。県内飲食店のテイクアウト時に弁当箱を利用してもらう取組です。取扱店は9店舗。

お弁当箱には、曲げわっぱを使用している他、県産の良質素材の価値にも気づいてもらうための関連プロジェクトとして、白木の曲げわっぱに浄法寺の漆を塗り、蜜蝋塗りのエコラップや布のエコバッグを作製しました。



お弁当箱リユースプロジェクト

iii. いきもの探偵隊プロジェクト

例年、岩手県立大学と協働して、特定外来植物（オオハンゴンソウ、アレチウリ）の分布調査を行っていましたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、プロジェクト全体での調査は行わず、数人あるいは個人単位で滝沢市内の調査や駆除活動を実施しました。また、「里親活動」により保護生育していた希少花類を木賊川遊水地ビオトープ周辺に移植しました。

また、木賊川遊水地調査活動プロジェクトと合同でキッズいきもの観察会を開催し、昆虫や水辺の生き物のほか、外来植物の観察を行いました。



キッズいきもの観察会

iv. わくわくエネルギー教室

環境企画展や、11月～1月で全5回の教室を開催しました。内容として、水素カーとソーラーカーの対決や電線に停まっているカラスはなぜ感電しないの?といったことをわかりやすく模擬体験できる手作り作品を展示し、発電のしくみや、再生可能エネルギーだけに頼るのではなく、省エネが必要なこと、そして近年多発している大規模災害に備え、知っておくべきことなどについて体験をとおして理解を深めていただきました。

(3) 評価と今後の取組

コロナ禍の中で、大変強い活動制限がありましたが、複数のプロジェクトを縮小しながらも継続して行ったほか、活動内容の周知や滝沢市環境年次報告書の作成に当たって、環境施策実施状況の点検・評価を行いました。今後も市内の良好な環境の保全及び創造に向けて活動を継続し、普及活動に努めていきます。

【参考】滝沢市環境年次報告書 http://www.city.takizawa.iwate.jp/kankyo_plan

5 環境企画展（環境課）

（1）事業内容、指標等

環境問題に関する情報を市民と共有するとともに、環境保全活動に関する情報提供を行うことで、環境に対する意識高揚を図るため、滝祭にあわせて開催しています。令和4年度は、木賊川遊水地プロジェクトをはじめとする、たきざわ環境パートナー会議の活動内容や、市内に存在する希少種等について展示を行いました。

（2）実施状況

令和4年度は、木賊川遊水地調査プロジェクト、リユース容器の普及活動の紹介や、ワクワクエネルギー教室を実施しました。また、滝沢に生息する20種の動植物の写真に解説文を付けた「たきざわ生き物図鑑」のパネル展示を初めて実施しました。

また、使用済み小型家電回収ボックスの設置、地球温暖化、ゴミ減量・資源化など幅広い「環境」にスポットをあてた展示を実施しました。



各種展示



ワクワクエネルギー教室

（3）評価と今後の取組

今後も多くの市民の環境に関する学習及び啓発の場としてイベントを開催し、環境美化、環境保全等に関する様々な情報を提供できるように内容についても工夫を重ねていきます。

6-2 協働による環境保全活動の推進



6-2-1 活動団体の支援

1 地域づくり懇談会（地域づくり推進課）

（1）事業内容、指標等

市民が主体となって地域づくりを進めるために策定した、第1次滝沢市総合計画基本計画地域別計画に基づき、地域の方が企画立案した事業を推進することを目的に、各地域づくり懇談会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、事業参加）を行います。

（2）実施状況

7地域で、9事業が実施されました。全ての事業が継続事業として実施されています。

【地域づくり懇談会実施事業】

地域名	事業名・内容
小岩井	ホテルの飛び交う環境づくりの推進 ・ホテル観察会の実施
篠木	田村神社周辺の水路敷き環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・草刈等の環境整備
大沢	せせらぎ水路整備事業（平成18年度からの継続事業） ・草刈等の清掃事業
鵜飼	チャグチャグ馬コ行進路アヤメ植栽事業（平成18年度からの継続事業） ・植栽したアヤメの管理 ・道路美化事業
	諸葛川河川敷桜並木環境美化事業（平成15年度からの継続事業） ・桜の枝剪定
東部	植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業） ・巢子駅前ロータリーの花苗植栽
柳沢	自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業） ・岩手山麓の環境整備
	景観形成市民協定づくり（平成16年度からの継続事業） ・柳沢の景観を守るため市民、企業などに働きかけ景観形成市民協定の締結
一本木	通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と児童生徒の安全を確保

(3) 評価と今後の取組

市としては、事業実施に当たり助言をしたり、直接事業に参加したりして、各地域づくり懇談会の活動を支援することができました。各地域では、市からの支援の有無に関わらず環境整備の活動を続けており、その意識の高さが活動の周知につながっています。今後は、市民が今まで以上に主体的に進める地域づくりを支援していきます。

2 たきざわ環境パートナー会議の活動への支援（環境課）

(1) 事業内容、指標等

たきざわ環境パートナー会議の活動が市民の皆さんの関心を集め、環境保全へのきっかけづくりとなり、活動の輪が広がるよう必要な支援を行います。

(2) 実施状況

たきざわ環境パートナー会議事務局（環境課）では、総会の運営、各プロジェクト活動の広報掲載に係る調整、環境年次報告書の評価に係る運営及び調整等について継続して支援しました。

また、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、各プロジェクト活動に市民がより多く参加できるよう、たきざわ環境パートナー会議と市民をつなぐ連絡調整を行ったほか、ホテル観察会等の当日スタッフとして活動を支援しました。

(3) 評価と今後の取組

事務局運営や関係団体との調整及び活動の周知を図るとともに、環境保全に向けた各プロジェクト活動に多くの市民等が参加するきっかけづくりの支援を行いました。今後は、より多くの市民に自然や環境問題について興味を持ってもらうことで活動の輪が広がるよう、引き続き、活動の周知及び継続に向けた支援のほか、関係団体との調整及び人的支援を行います。

別添資料1 環境課に寄せられた相談数(※現地確認したものを集計)

情報分類	H30	R1	R2	R3	R4
【ごみ焼却・煙・悪臭】：ごみ焼却等の煙	8	6	2	3	5
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）	1				2
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（農業関係）	2	1	4	2	2
【ごみ焼却・煙・悪臭】：その他	9	1	9	8	2
計	20	8	15	13	11
【害虫】：ハチ（～R2）	4	1	4		
【害虫】：ハチ 他（～R2）			2		
【害虫】：毛虫・アメリカシロヒトリ（～R2）		1	1		
【害虫】：ハチ・毛虫（空き家）（R3～）				5	3
【害虫】：ハチ・毛虫（空き地）（R3～）				5	1
【害虫】：その他	1	1		3	11
計	5	3	7	13	15
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主特定）（～R2）	7	4	5		
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主不特定）（～R2）	5		3		
【犬猫・動物】：猫の苦情（飼い猫）（～R2）					
【犬猫・動物】：猫の苦情（野良猫）（～R2）	4	5	20		
【犬猫・動物】：犬の苦情（R3～）				9	7
【犬猫・動物】：猫の苦情（R3～）				13	9
【犬猫・動物】：その他	4		12	13	3
計	20	9	40	35	19
【草木・土地財産管理】：雑草・木の枝（～R2）	40	32	103		
【草木・土地財産管理】：廃材等野積み・不法投棄（～R2）		3	6		
【草木・土地財産管理】：草木（空き地）（R3～）				57	38
【草木・土地財産管理】：草木（空き家）（R3～）				6	6
【草木・土地財産管理】：その他	7	14	1	28	33
計	47	49	110	91	77
【騒音・振動】：工事関係	4			1	1
【騒音・振動】：事業所等騒音	4	2	7		4
【騒音・振動】：振動	1		1		
【騒音・振動】：道路騒音（一般道）	1				
【騒音・振動】：その他	1	2		9	3
計	11	4	8	10	8
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：事業所の排水	3			1	1
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：生活排水		2	5	3	3
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：油流出事故	11	7	8	9	11
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：その他	1			2	
計	15	9	13	15	15
【その他】：ごみ収集等	3	2			
【その他】：空き家					2
【その他】：墓地関係	6				2
【その他】：空き地				1	1
【その他】：その他	3	1	16	49	27
計	12	3	16	50	32
合 計	130	85	209	227	177

別添資料 2 空き家に関する対応状況(都市政策課)

平成27年度に自治会の協力を得て空き家調査を実施し、平成28年3月、同年12月に空き家所有者へ一斉通知をしました。平成29年度は、自治会より情報提供のあった空き家に加えて、これまで個別に苦情又は相談のあった空き家を対象として一斉現地調査を実施し、その中から問題のあった空き家へ一斉通知を行いました。

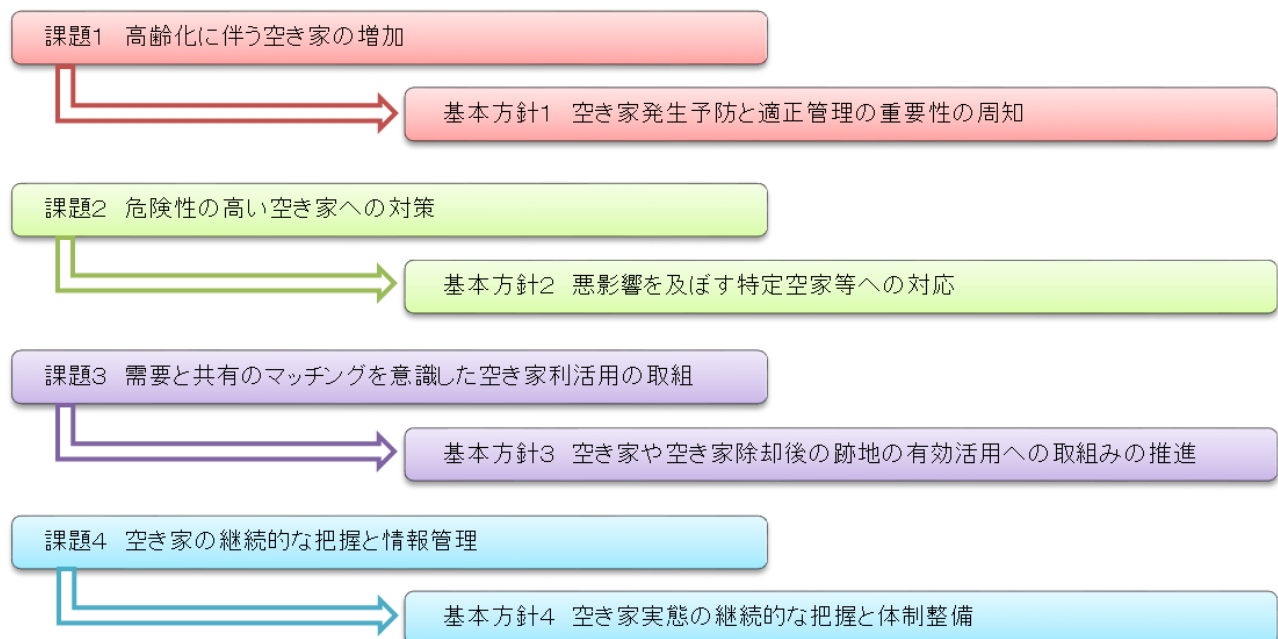
平成30年度と令和元年度は、前年度の現地調査結果及び個別の苦情又は相談を元に、適正に管理されていないと思われる空き家を中心に現地調査を行い、問題があると判断した空き家に対して通知を行いました。

令和2年度に市内全域の空き家の実態調査(外観調査・所有者アンケート)を実施し、578件を空き家と判断しました。また、令和2年12月に空き家バンクの運営を開始しました。

令和3年度は、滝沢市空家等対策庁内検討委員会及び滝沢市空家等対策協議会を設置し、協議を経て、実態調査結果を基に、空き家対策について総合的かつ計画的に実施していくための基本方針や取組を示すものとして、滝沢市空家等対策計画を策定しました。また、適切な管理が行われていない空き家への対策として、滝沢市特定空家等認定基準及び滝沢市特定空家等認定マニュアルを策定しました。

令和4年度は、滝沢市特定空家等認定基準を基に、滝沢市空家等対策庁内検討委員会及び滝沢市空家等対策協議会の協議を経て、2件を特定空家等として認定し、空き家所有者へ通知を行いました。

1 空き家対策における課題と基本方針(滝沢市空家等対策計画より抜粋)



2 経緯

平成27年 5月27日	空家等対策の推進に関する特別措置法施行
平成27年 7月30日	自治会へ空家アンケートの実施依頼
平成27年10月～	空き家調査実施
平成28年 3月11日	問題のあった137戸のうち所有者が確認できた63戸の所有者へ通知を送付
平成28年12月 6日 ～7日	空き家現地調査実施（前回の一斉通知で所有者へ送付できなかった空家を対象）
平成28年12月22日	所有者の所在が不明で通知できなかったものの中から21件を対象に通知を送付
平成29年8月下旬～ 9月上旬	空き家現地調査実施（平成27年実施の自治会アンケートより回答のあった空き家に過去に個別相談のあった空き家を対象）
平成29年10月31日	調査の結果、問題のあった64戸の空き家のうち所有者等が確認できた62戸の所有者へ通知を送付（うち2戸は緊急性が高いため、先に通知）
平成30年11月22日	調査の結果、問題のあった49戸の空き家のうち所有者等が確認できた49戸の所有者へ通知を送付
令和元年12月20日	調査の結果、問題のあった55戸の空き家のうち所有者等が確認できた53戸の所有者へ通知を送付
令和2年7月～3月	市内の全域の空き家実態調査（外観調査・所有者アンケート調査）を実施
令和4年3月	滝沢市空家等対策計画を策定
令和5年3月	滝沢市特定空家等認定基準に基づき、2件を特定空家等として認定

3 今後の対応

令和4年度に認定した特定空家等について法律に基づき適切に対応するとともに、滝沢市空家等対策計画を基に総合的かつ計画的に空き家対策を実施してまいります。